

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月28日

【事業年度】 第23期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 株式会社エー・ピーホールディングス

【英訳名】 AP HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 社長 米山 久

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第2ビル1階
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 財務部長 加藤 雅彦

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 財務部長 加藤 雅彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	23,072,412	8,941,797	7,997,883	17,175,665	20,598,568
経常利益又は経常損失() (千円)	11,199	2,357,946	1,598,512	1,103,274	74,278
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失() (千円)	117,443	3,546,740	31,415	1,312,757	452,903
包括利益 (千円)	126,397	3,557,736	18,066	1,243,761	397,386
純資産額 (千円)	1,542,273	523,389	543,391	118,441	167,481
総資産額 (千円)	10,063,678	10,011,209	9,684,341	9,139,867	8,276,674
1株当たり純資産額 (円)	202.92	84.94	89.17	106.43	102.14
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	16.31	474.64	2.75	126.43	44.35
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	14.5	4.4	4.7	0.4	1.3
自己資本利益率 (%)	8.4	372.7	7.0	535.0	663.9
株価収益率 (倍)	25.9	-	145.1	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	21,241	3,555,241	113,301	1,023,114	250,682
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	781,124	234,946	580,788	560,377	68,148
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	464,846	4,129,547	284,049	159,641	386,319
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,850,188	2,207,948	1,486,536	1,817,678	1,646,878
従業員数 (人)	996	717	696	722	723
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔1,524〕	〔395〕	〔395〕	〔774〕	〔909〕

- (注) 1 第19期、第20期、第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。
- 3 第20期、第22期及び第23期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 4 第20期、第21期、第22期及び第23期の1株当たり純資産については、純資産から優先株式等に係る純資産額を控除して算定しております。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	16,424,664	3,037,496	1,497,378	2,104,101	2,042,780
経常利益又は経常損失() (千円)	30,561	881,249	1,066,838	261,448	88,657
当期純利益又は当期純損失() (千円)	121,160	3,257,201	329,659	1,300,186	397,276
資本金 (千円)	495,517	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	7,427,850	10,331,950	10,331,950	12,266,150	12,883,150
A種優先株式 (株)	-	1,000	1,000	1,000	1,000
B種優先株式 (株)	-	300	300	300	300
純資産額 (千円)	948,276	231,125	560,785	78,132	161,441
総資産額 (千円)	7,739,159	7,573,803	7,574,518	7,454,393	5,826,706
1株当たり純資産額 (円)	130.58	106.52	79.77	103.29	98.27
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	-	-	-	-	-
A種優先株式 (円)	-	-	50,410.96	11,073.25	79,812.61
B種優先株式 (円)	-	-	29,476.71	6,422.49	46,291.31
(1株当たり中間配当額)					
普通株式 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
A種優先株式 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
B種優先株式 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	16.82	435.90	26.75	125.23	33.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	12.2	2.9	7.3	0.9	2.6
自己資本利益率 (%)	13.8	559.7	84.9	417.1	356.2
株価収益率 (倍)	25.1	-	13.8	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	690	51	50	64	55
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔1,068〕	〔6〕	〔4〕	〔5〕	〔3〕
株主総利回り (%)	83.6	93.5	89.1	146.6	190.7
(比較指標：配当なしTOPIX) (%)	(88.2)	(122.8)	(122.3)	(125.9)	(173.9)
最高株価 (円)	675	534	550	915	1,054
最低株価 (円)	362	355	410	435	720

(注) 1 第19期、第20期、第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

3 当社は2020年10月1日付で持株会社へと移行しております。これに伴い子会社への出向者は子会社の従業員数に含んで計算しているため、従業員数が減少しております。

4 第20期、第22期及び第23期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

6 第20期、第21期、第22期及び第23期の1株当たり純資産については、純資産から優先株式等に係る純資産額を控除して算定しております。

7 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
2001年10月	東京都八王子市に飲食店のプロデュース等を事業目的とした(有)エー・ピーカンパニーを設立
2004年8月	地鶏モデル1号店「わが家八王子店」をオープン
2006年2月	宮崎県日南市に子会社、(有)エー・ピーファームを設立 同市内に自社農場を建設し、みやざき地頭鶏(じとっこ)の生産を開始
2006年6月	(有)エー・ピーカンパニーを(株)エー・ピーカンパニー(現当社)へ商号変更
2006年12月	鮮魚モデル1号店「魚米新宿店」をオープン
2007年6月	ホルモンモデル1号店「関根精肉店八王子」をオープン
2007年8月	「じとっこ」ブランドのライセンス展開を開始
2007年11月	宮崎県日南市に加工場を建設、食品加工業務を開始
2007年11月	「宮崎県日南市塚田農場」ブランドの出店開始
2010年2月	「芝浦食肉」ブランドの出店開始
2010年3月	(株)セブンワーク(現(株)豊洲漁商産直市場)(現持分法適用会社)を子会社化し、流通事業を本格化
2010年4月	当社100%子会社の(有)エー・ピーファームと(株)地頭鶏ランド日南が合併し、(株)地頭鶏ランド日南が存続会社として連結子会社となる
2010年6月	(株)セブンワーク(現(株)豊洲漁商産直市場)(現持分法適用会社)が東京都中央卸売市場大田市場青果部の売買参加権を取得し、青果物の卸売業務を開始
2010年12月	宮崎県延岡市島野浦の定置網漁業者と提携()し、当日朝水揚げされた鮮魚を当日提供する「今朝獲れ便」を開始
2011年6月	十勝新得フレッシュ地鶏事業協同組合と提携すると共に、北海道上川郡新得町に子会社、(株)新得ファーム(現連結子会社)を設立し、自社農場での新得地鶏の生産を開始
2011年7月	鮮魚モデルの主力ブランド「四十八漁場」の出店開始
2011年7月	宮崎県延岡市に子会社、(株)プロジェクト48を設立し、漁協組合員との共同経営による定置網漁業を開始
2011年8月	「十勝新得塚田農場」ブランド出店開始
2012年3月	鹿児島県黒さつま鶏生産者と提携し「鹿児島県霧島市塚田農場」ブランド出店開始
2012年3月	鹿児島県霧島市に自社農場を建設、黒さつま鶏の生産開始
2012年7月	シンガポールに子会社、AP Company International Singapore Pte., Ltd.(現連結子会社)を設立
2012年9月	当社株式を東京証券取引所マザーズ市場に上場
2012年10月	シンガポールに「塚田農場」ブランド店舗の海外1号店をオープン
2013年3月	(株)エーピーアセットマネジメント(現連結子会社)を設立し、(株)農林漁業成長産業化支援機構より機構と共同でファンドを設立する承認をうける
2013年4月	宮崎県西都市に自社処理場、加工場を建設し、宮崎県における地鶏の生産拡大
2013年6月	(株)セブンワーク(現(株)豊洲漁商産直市場)(現持分法適用会社)が、東京都大田区に魚などの配送センターを設置
2013年7月	エー・ピー6次産業化ファンドの設立

年月	概要
2013年 9月	当社株式を東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2013年10月	鹿児島県霧島市に子会社、(株)カゴシマバンズ(現連結子会社)を設立し、自社農場での黒さつま鶏の生産準備を開始
2014年 1月	青森県のマグロの加工会社(6次産業化事業体)へ出資し、調達機能を強化
2014年 3月	本社を東京都港区赤坂から東京都港区芝大門に移転
2014年 4月	(株)農林漁業成長産業化機構より、エー・ピー6次産業化ファンドの第1号案件の承認を受け、6次産業化事業体への投資を実行
2014年 7月	宅配弁当事業「おべんとラボ」を開始
2014年 8月	鹿児島県霧島市に自社処理場、加工場を建設し、鹿児島県産品の生産拡大を整備
2014年 8月	新鮮組フードサービス(株)(現連結子会社)を子会社化し、飲食店舗網を拡大
2014年12月	アメリカ合衆国に子会社、AP Company USA Inc.(現連結子会社)を設立
2015年 7月	(株)塚田農場プラス(現連結子会社)を設立及び新木場に製造工場を建設して弁当事業を拡大
2015年11月	香港に子会社、AP Company HongKong Co., Ltd.(現連結子会社)を設立
2016年 4月	北京健農飲食管理有限公司を子会社化し、中国に出店開始(2019年2月撤退)
2016年12月	エー・ピー6次産業化ファンドの第2号案件の承認を受け、宮崎県都農町のワイナリーである(株)都農ワインへ投資を実行
2017年 1月	インドネシアに子会社、PT.APC International Indonesia(現連結子会社)を設立
2018年12月	(株)リアルティスト(現連結子会社)を子会社化し、飲食店舗網を拡大
2019年 5月	(株)APスタンディングフーズを設立
2020年 4月	おうち塚田農場(現・塚田農場オンラインストア)を本格始動
2020年 6月	本社を東京都港区芝大門から東京都港区高輪に移転
2020年10月	会社分割による持株会社体制へ移行し、商号を株式会社エー・ピーホールディングスへ変更 連結子会社である株式会社エー・ピーホールディングス準備会社を株式会社エー・ピーカンパニーに商号変更し、当社の店舗運営事業を継承
2021年 3月	(株)セブンワークを(株)豊洲漁商産直市場(現持分法適用会社)へ商号変更
2021年 7月	(株)AP B.CUE、(株)AP Restoryを設立
2021年12月	東京証券取引所新市場区分における「スタンダード市場」を選択
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からスタンダード市場へ移行
2022年 4月	グループ初となる専門店の複合業態「ARTISAN APARTMENT」を八王子に出店
2023年12月	連結子会社であった(株)AP B.CUE、(株)AP Restory及び(株)APスタンディングフーズを株式会社エー・ピーカンパニー(現連結子会社)へ吸収合併
2024年 3月	エー・ピー6次産業化ファンドの出資案件である、宮崎県都農町の(株)都農ワインとの資本関係を解消し、経営参画が終了

生産者との間で、商品の売買取引だけでなく、生産方法等を共同で企画すると共に、生産状況や出店・販売状況等の情報を相互共有することを「提携」と記載しています。以下本書各頁においても同様です。

3 【事業の内容】

当社グループは（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社16社、持分法適用関連会社1社の計17社で構成され、「食のあるべき姿を追求する」という共通の経営理念のもとで、食産業において、地鶏や鮮魚等の食材の生産から流通、外食店舗を主とする販売までを一貫して手掛ける「生販直結モデル」による総合的な事業展開をおこなっております。

「生販直結モデル」においては、販売店舗の運営を通じて消費動向を把握しながら、潜在的な競争力を有する全国各地の第一次産業の生産者や行政と直接提携・信頼関係を構築していきます。この生産・販売の直接関係により、無駄な中間流通コストをカットするだけでなく、その商品は誰がどのように生産されたものかを継続して把握することができます。また、当社自身も直営農場や加工場等の設営を行うことで産地を知り、生産者の想いを共有することができます。次に、最適な物流手段や加工方法等の独自の流通ソリューションを立案することで、物流コスト、鮮度及び余剰・未利用品等の課題を解決しています。そして、ブランドストーリーの考案と商品企画により生産地・産品をブランド化するのに加えて、生産者直営店舗であることで安心・低価格・高品質であることを直接伝えることができます。さらに、販売店舗における顧客感動満足を追求する独自の販促手法により、付加価値を高めて消費者に提供しています。このネットワークと一連のプロセスにより、第一次産業の生産者には適正価格で継続的に出荷できることで安心して生産に従事できる環境を、地域には産業の活性化と現地雇用の促進を、販売においては安全で高品質な商品と生産者の想いを背負う社会的意義を、そして消費者に対しては従来よりも高品質低価格な商品・サービスを提供することが可能となり、食産業におけるALL-WINを達成しています。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

当社及び当社の関係会社の事業の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下の2事業はセグメントと同一の区分であります。

当社グループの事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

区分	会社名	事業内容
統括事業	(株)イー・ピーホールディングス	当社グループの統括事業並びにフランチャイズ事業の展開
国内販売事業	(株)イー・ピーカンパニー 新鮮組フードサービス(株) (株)リアルティスト	国内飲食店の経営
国内中食事業	(株)塚田農場プラス	弁当製造販売
生産流通事業	(株)地頭鶏ランド日南 (株)新得ファーム (株)イーピーアセットマネージメント イー・ピー投資事業有限責任組合 (株)カゴシマバンズ (株)豊洲漁商産直市場（注）	食材の生産及び加工販売
海外販売事業	AP Company International Singapore Pte.,Ltd. AP Company USA Inc. AP Company Kalakaua LLC AP Bijinmen 1 LLC AP Company HongKong Co., Ltd. AP Place Hong Kong Co., Ltd. PT.APC International Indonesia	海外各地域における飲食店の経営

（注）(株)豊洲漁商産直市場は持分法適用関連会社であります。

生産流通事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、全国各地の潜在的な競争力を有しながら流通していない食材を選定し、その産地の生産者や行政と直接関係を構築の上で、現地法人を通じて食材の生産及び加工販売を行っております。また、物流コスト、鮮度、余剰部位、店舗納品頻度等、生産地と販売の双方の課題に対して、最適な流通ソリューションの提供を行っております。

具体的には、地鶏への取組みとして、宮崎県が生産管理する「みやざき地頭鶏」について、宮崎県日南市の生産者と行政の理解の下、2006年に現地法人による自社養鶏場での生産を開始、2007年には加工場を建設、2010年には雛センター及び食鳥処理場を統合し、現地における生産一貫体制を確立しました。この取組みをモデルとして、北海道新得町の現地生産組合等と連携の上、現地法人による「新得地鶏」の自社農場での加工と販売を、2012年より鹿児島県の行政や生産者等と連携し「黒さつま鶏」の自社農場での生産と販売を開始し、順次拡大しております。

鮮魚への取組みとして、2010年より宮崎県島野浦の定置網より始まり、宮城県や福井県など多様な地域の漁業事業者と、仲卸業者や卸売市場を通さない直接取引、販売を順次拡大しています。以前実施していた、当日朝に水揚げされた水産物を夕方に首都圏店舗に届ける「今朝獲れ便」は、他社とは異なる強みを持っているため、再導入を検討しております。鮮度向上、未利用魚を加工しての商品化等の付加価値向上のため、高品質低価格を実現するとともに、漁業者からの適正価格での買取を継続しております。また、羽田空港近くに鮮魚の配送センターを設置し、自社流通の整備も徐々に取り組んでおります。

その他への取組みとして、関係会社において2010年に東京都中央卸売市場の大田市場青果部の売買参加権を取得し、同市場で青果物の直接買入と販売を行っているほか、青果物について全国各地の生産者との直接取引、販売を行っております。

当社グループの主な養鶏施設および加工施設の概要は次のとおりであります。

所在地	施設名	内容
宮崎県日南市	提携養鶏場	みやざき地頭鶏の養鶏
	雛センター	種鶏の飼育、産卵、孵化
	処理場	食鳥処理
	加工場	食肉の二次加工
宮崎県東諸郡綾町	雛センター	種鶏の飼育、産卵、孵化
宮崎県西都市	処理加工場	食鳥処理、食肉の二次加工
鹿児島県霧島市	提携養鶏場	黒さつま鶏の養鶏
	雛センター	種鶏の飼育、産卵、孵化
	処理加工場	食鳥処理、食肉の二次加工
北海道上川郡新得町	自社養鶏場	新得地鶏の養鶏

(主な関係会社) (株)地頭鶏ランド日南、(株)新得ファーム、(株)カゴシマパンズ、(株)豊洲漁商産直市場

販売事業

販売事業では、「生販直結モデル」の一部として、主に外食店舗及び中食事業を運営しております。行動制限の緩和による経済活動の活性化やインバウンド需要の増加に伴い、客数は順調な回復傾向となっており経済活動の正常化が進みました。

国内飲食事業では、このような消費環境の変化に対応し、既存事業のリブランディングを進め、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化に取り組んでおります。また、人的資本経営の推進の一環として、本社の直接管理となっていた事業部門に対して、事業部採算制を導入し、各事業責任者が、事業利益に対する責任だけでなく、組織マネジメントから収益までの全てを管理する、「自走していく組織」を実現するための環境整備を行いました。

具体的には、本部のマーケティング部門・クリエイティブ部門・商品開発部門を前線化し、事業に紐づく費用を各事業部門へ移管することで、不透明であった純粋本部のコストが明確化され、不要なコストの削減効果が見られております。

塚田農場業態では、ブランド価値向上と持続可能なビジネスモデルの構築を目的として、リブランディングを開始しました。地域特性に合わせたメニュー構成や価格設定、制服等の変更を行い、関西・東海地域から始め、首都圏にも随時展開しております。また、関西の2店舗を炭火烧鳥塚田農場へ業態変更し、業績も改善しております。また、費用対効果の低下が見られる広告・販促の見直しや、稼働率が低下したデリバリー事業の再評価を行い、コスト構造の改善を図りました。これにより、経営効率を向上させるとともに、顧客にとって魅力的なサービスを提供することで、「食のあるべき姿を追求する」を体現してまいります。

サステナビリティへの取り組みでは、塚田農場をはじめとする各ブランドが実施するデリバリーサービスにおいて、プラスチックと比べ、LCA(ライフサイクルアセスメント)の観点から80%以上の二酸化炭素排出量削減効果が期待できる、「バガス」を用いたエコ資材容器に切り替えをいたしました。食をとりまく様々な問題が山積する中で、環境や資源の問題に配慮し取り組むことも、日本各地の素晴らしい食や食文化の持続・継承に必要なことであり、看過できない大切な課題であると考え、引き続き継続してまいります。

また、国内飲食事業以外では、海外事業につきましては、中国国内の景気減速に伴う香港情勢の不安定さはあるものの、進出から8年目を迎えるインドネシア事業は引き続き堅調であります。当社連結子会社で運営する中食事業も宅配弁当やエキナカ、商業施設店舗での弁当販売が引き続き堅調であり当連結会計年度では過去最高の売上高と営業利益を達成いたしました。また、当社グループの強みである生産者との繋がりを生かして、自社製造する全てのお弁当で使用している秋田県大潟村産「あきたこまち」の生産者を招き、塚田農場OBENTO&DELI店頭でのお弁当販売を通じてお客様に「あきたこまち」の魅力をお伝えする生産者交流イベントを開催いたしました。塚田農場のお弁当を支えている「あきたこまち」を育てる生産者との交流を機に、大潟村や「あきたこまち」の魅力を積極的に発信し、引き続き一次産業の活性化に寄与してまいります。

2024年3月31日現在の詳細は下表のとおりです。

販売形態	セグメント	店舗ブランド
外食	居酒屋	宮崎県日南市塚田農場 鹿児島県霧島市塚田農場 北海道シントク町塚田農場 炭火烧鳥塚田農場 じとっこ組合 など
	専門店	四十八漁場・芝浦食肉・希鳥・ 若どり屋 など
	レストラン	しゃぶしゃぶつかだ・串亭・ 立ち寿司・裏の山の木の子 など
	海外	海外店舗
中食	中食	宅配、エキナカ、商業施設、フードコートなど

(主な関係会社) (株)エー・ピーカンパニー、(株)塚田農場プラス、(株)リアルティスト

AP Company International Singapore Pte., Ltd.

AP Company USA Inc.、PT.APC International Indonesia

AP Place Hong Kong Co., Ltd.

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
㈱エー・ピーカンパニー	東京都港区	1,000千円	販売事業	100.0	資金の貸付を行っております。 役員の兼任3名
㈱地頭鶏ランド日南 (注)3	宮崎県日南市	4,200千円	生産流通事業	100.0	当社への販売目的として主に地 鶏の生産及び加工をしております。 債務保証をしております。 役員の兼任3名。
㈱新得ファーム	北海道上川郡 新得町	3,000千円	生産流通事業	100.0	当社への販売を目的として主に 地鶏の生産をしております。資 金の貸付をしております。役員 の兼任1名。
AP Company International Singapore Pte., Ltd. (注)3	シンガポール	4,500千SGD	販売事業	100.0	資金の貸付を行っております。 役員の兼任1名。
㈱エーピーアセットマネジメント (注)3	東京都港区	10,000千円	生産流通事業	100.0	役員の兼任1名
エー・ピー投資事業有限責任組合 (注)3	東京都港区	185,048千円	生産流通事業	50.0 (0.1)	-
㈱カゴシマバンズ (注)3	鹿児島県霧島市	31,500千円	生産流通事業	74.25 (25.0)	債務保証を行っております。役員 の兼任3名。
新鮮組フードサービス㈱ (注)3	東京都港区	20,000千円	販売事業	100.0	役員の兼任2名。
AP Company USA Inc. (注)3	アメリカ合衆国	500千USD	販売事業	100.0	資金の貸付を行っております。 役員の兼任1名。
AP Company Kalakaua LLC	アメリカ合衆国	200千USD	販売事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
AP Bijinmen 1 LLC	アメリカ合衆国	200千USD	販売事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
㈱塚田農場プラス (注)3	東京都港区	20,000千円	販売事業	100.0	役員の兼任2名。
AP Company Hong Kong Co., Ltd. (注)3	香港	36,750千HKD	販売事業	100.0	役員の兼任1名
AP Place Hong Kong Co., Ltd. (注)3	香港	14,700千HKD	販売事業	100.0	資金の貸付を行っております。 役員の兼任1名。
PT.APC International Indonesia (注)3	インドネシア	12,969百万 IDR	販売事業	100.0 (99.0)	資金の貸付を行っております。 役員の兼任2名。
㈱リアルティスト (注)3	東京都港区	10,000千円	販売事業	100.0 (100.0)	債務保証をしております。役員 の兼任2名
(持分法適用関連会社)					
㈱豊洲漁商産直市場	東京都大田区	40,000千円	生産流通事業	49.0	-

(注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の()は内数で、間接所有割合であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 関係内容については期末日現在の状況を記載しております。

6 以下の会社は売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えていま
す。主要な損益情報等は次のとおりであります。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
株イー・ピーカンパニー	12,245	134	186	3,523	1,285
株塚田農場プラス	2,450	144	93	61	424

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
生産流通事業	27 [62]
販売事業	641 [844]
全社(共通)	55 [3]
合計	723 [909]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
55 [3]	41.4	7.9	5,630,000

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、当事業年度の平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	55 [3]
合計	55 [3]

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 女性管理職比率・男性育休取得率・男女間賃金格差

	管理職に占める 女性従業員の割合 (%) (注) 1	男性の育児 休職取得率 (%) (注) 4	男女の賃金格差(%) (注) 1		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
提出会社	28.6	-	81.7	83.3	55.6
販売事業	9.8	50.0	48.7	84.9	80.3

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 集計セグメントは、提出会社及び国内販売事業のみとしております。

3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

4 当事業年度における提出会社の男性育児休業取得率については該当がありませんでした。

5 男女間賃金格差については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております。なお、同一労働の賃金差はなく、等級別人数構成の差によるものであります。女性管理職比率の向上は、当社としても重要な課題と認識しており、ダイバーシティ推進に向けた活動を行っております。詳細は、第2 事業の状況 2「サステナビリティに関する考え方及び取組」の(2)戦略 に記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、「日本の食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、「生販直結モデル」の事業展開を通じて、第一次産業の活性化と高品質低価格の実現による、食産業における生産者、販売者、消費者のALL-WINの達成を目指しております。

<当社グループが目指す、生販直結モデルによるALL-WIN>



当社グループでは、上記の達成のため、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

店舗の収益性の維持、向上

外食業界においては、従前から低価格志向と景気が改善傾向にあることによる高価格志向の二極化の傾向が見られましたが、価格競争だけでなくサービス力や商品力のある高付加価値を提供している企業の収益は好調に推移しております。その中で当社グループの販売事業は、第一次産業との繋がりを強みに、マーケット状況に応じた商品投入を図りながら生産情報などの付加価値を提供することで中価格帯とされる平均客単価4,000円前後を維持又は向上させる戦略をとる方針です。また、新規事業・海外事業は事業展開の業態・エリアの選別を図り、選択と集中を果敢に実行することで業績向上を推進してまいります。加えて、宅配弁当事業やEC事業の販売強化などの外食以外の事業は、中期的に販売形態の多角化を継続して検討していく方針です。また、本部経費につきましても不要なマーケティング費用や販売促進費用の見直しを行った結果、グループ全体の収益性が向上いたしましたので、引き続き筋肉質な体制維持に努めて参ります。

提携産地の開拓と取組産業の拡充

当社グループの生産流通事業は、宮崎県、鹿児島県、北海道を主な提携産地として、畜産業（地鶏）及び漁業（鮮魚）を主な取組産業として自社生産及び流通を行っております。今後、全国の第一次産業の生産地と直接提携関係の構築を進めながら、卸売市場や仲卸を通さない生産者との直接ネットワークの拡大と、取扱品目拡大の取り組みを継続していく方針です。また、第一次産業の生産地と強い繋がりを持つ当社グループだからこそ、持続可能な社会の実現、豊かな食文化の発展に貢献してまいりたいと考えております。さらには当社グループの持続的な成長や企業価値向上をもたらすべく、サステナビリティ活動にも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

人材の確保及び教育の強化

当社グループでは、今後の成長には、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少する中で、優秀な人材の確保が必要不可欠であると考えております。当社グループの企業理念を理解し、共感する人材の採用・定着を最重要課題とし、人材の確保に積極的に取り組んでまいります。人材の確保については、自社採用ホームページを

むアルバイト採用の強化、新卒採用及び管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針です。人材の教育については、新たにHR本部人材開発部を設置し、社内教育体制の強化を図っております。

衛生管理・環境問題対応の強化、徹底

食産業においては、食中毒や食品アレルギーなど食品事故の発生により、食品の安全性、商品表示の正確性に対する社会的な要請が強くなっております。また、食品ロスやプラスチックの廃棄など環境への配慮も強く求められております。当社グループの各店舗、事業所では、HACCPに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査や生産子会社への監査及び外部検査機関による検査と改善を行います。加えて、商品表示・環境問題への啓蒙等を行うことで、今後も食産業に求められるコンプライアンス体制の強化を行っていく方針です。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様を始めとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの強化へ積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、ダイバーシティを考えた組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査等委員会監査並びに監査法人による監査との連携を強化して、ガバナンスの強化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能性の観点から企業価値を向上させるため、サステナビリティ推進体制を強化しており、代表取締役社長がサステナビリティの重要課題（マテリアリティ）に関する経営判断の最終責任を有しております。

今後は更なるサステナビリティの推進を目指し、取締役会の諮問機関としてサステナビリティ推進プロジェクトを立ち上げてまいります。持続可能性の観点で当社グループの企業価値向上をさせるため、当社グループの在り方を提言する事を目的として、以下の内容の協議等を行い、取締役会へ報告を予定しております。

中長期的な視点に立ち、サステナビリティに関する重要課題の特定

サステナビリティに関する重要課題のリスク及び機会の識別

サステナビリティに関する重要課題のリスク及び機会への対応方針の策定

取締役会はサステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任と権限を有する立場と位置づけ、経営会議では、サステナビリティ推進プロジェクトで協議・決議された内容の報告を受け、当社グループのサステナビリティのリスク及び機会への対応方針及び実行計画等についての審議監督を行う機関と位置付ける旨を検討しております。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

<人材育成方針>

当社グループの競争力の源泉は「人材」であり、様々な角度から人材育成を行うことで、従業員の育成キャリア形成を図ってまいります。具体的には、獲得人材の基礎習得期には店舗運営に必要なスキルの可視化と習得を促し、リーダーに求める言動を軸にしたコンピテンシー評価の結果に基づいて3ヶ月に1度の昇進試験を行うことで、早期活躍人材へと育成します。また、求められる能力や専門知識の習得の可視化を行うだけでなく、従業員一人ひとりの自律的なキャリア構築を支援するため、ソムリエ取得・SAKE DIPLOMAなどの取得と多彩な資格取得支援制度を実施しており、学ぶ場の提供を重視しております。さらに、専門知識だけの習得に囚われず、多様な人材を育成するために、オンライン講座を利用したマーケティングやDXの知識取得に向けた講座を提供する体制を整えております。

すでにスキルを持っている人材でも、さまざまな状況変化にも対応できる更なる高みを目指すことや、能力が低

下することのないよう、他事業への戦略的配置転換により、継続的な育成に取り組んでおります。

また、組織に不足するスキル・専門性の獲得を社員に促すに当たって、役割等級制度をベースとし、挑戦する姿勢そのものを称える企業文化の形成の観点からMBO（目標管理制度）の運用と、その結果に基づいて人事・事業責任者・執行役員を集めた評価会議での議論を通じて、個々人のキャリアプランや報酬等の処遇反映を半期に1度行っております。

<社内環境整備方針>

中長期的な企業価値向上のためには、多様な専門性や経験、価値観などを持った個人を受け入れ、持続的なイノベーションを起こしていくことが重要であると考えております。その原動力となるのは、多様な個人の掛け合わせであります。そのため専門性や経験、感性、価値観、といった知と経験のダイバーシティを積極的に取り込むことが必要となると考えております。さらに、労働者不足への対応、生産性向上の観点から、性別や年齢などに関係なく様々な人材が活躍できる環境や仕組みを整備し、多様な人材が意欲をもって活躍する活力ある組織の構築を推進するため、以下のような施策を進めてまいります。

特定技能人材の積極採用と定着・活躍支援

慣れない環境の中でも安心して働けるよう、店舗勤務を経た外国籍マネージャーによるサポート体制を構築しながら、日報を通じて業務レベルの把握と遠隔指導を事業単位で行うことで、組織全体とのつながりを強化しております。四半期ごとに全社員集会をオンラインで行い、働きぶりや成長を熟視する機会を作っております。

フルタイム正社員雇用に限定しない柔軟な雇用の促進

女性活躍を促すことに加え、ミドル・シニア層の技術と経験を活かした働きができるよう、柔軟性の高い勤務条件を個別に設定して、それぞれの環境に合わせた雇用に努めております。

また、以下のような働く環境の改善や、従業員の健康と安心に繋がるような取り組みを通じて、定着率の改善・向上を図っており、具体的には以下を整備しております。

社員のエンゲージメントレベルの把握

中期的な組織力の維持・向上を目指し、自社にとって重要なエンゲージメント項目を整理し、全社員を対象としたエンゲージメントサーベイの実施を年に2回実施しております。定期的なサーベイとeNPSに相關のある項目をモニタリングしながら対策を講じ、働きやすい環境を整備しております。

社内公募制の実施

社員の異動するポジションについては、当社の強みである生販直結を生かし、生産地などへの異動を含めた公募を行い、社員が自律的にキャリアを形成し、戦略的異動による高いエンゲージメントレベルで働ける環境を整備しております。

リモートワークへの対応

個性や能力の多様化を重要要素であると考えており、多様性獲得に向けた、現状把握、時間・場所に捉われない働き方の推進のためリモートワーク制度の運用見直し、コアタイム制度の導入を行いリモートワークへの対応を進めております。社内SNS等を活用したコミュニケーションツールの活用、WEBミーティングの導入や、電子押印等の社内決裁の簡素化・デジタル化等を行い、組織と個人の生産性を維持・向上させる取り組みを実施しております。

(3) リスク管理

当社グループにおいて、全社的なリスク管理は、リスク管理委員会において行っておりますが、サステナビリティに係るリスクの識別、優先的に対応すべきリスクの絞り込みについては、今後立上げを予定しているサステナビリティ推進プロジェクトの中で検討することにより、詳細な議論の実現を行い、取締役会で審議、監督する体制を構築する予定です。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当事業年度）
定着率(1-離職率)	2025年3月までに、当連結会計年度と比較し+5Ptの増加	72.7%
人時売上高	2025年3月までに、当連結会計年度と比較し105%の増加	112.2%

(注) 従業員の定着率は国内事業の目標として設定しております。

また、人時売上高は国内飲食事業の目標として設定しております。

3 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

各種法的規制について

(a) 食品衛生管理について

当社グループは、「食品衛生法」に基づき、所管保健所より飲食店営業許可を受けて、全ての店舗に食品衛生責任者を配置しております。衛生管理マニュアルに基づき厳格な衛生管理と品質管理を徹底しておりますが、食中毒などの衛生問題が発生した場合には、食材等の廃棄処分、営業許可の取消し、営業の禁止もしくは一定期間の営業停止処分、被害者からの損害賠償請求等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(b) 製造物責任について

当社グループは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）、「製造物責任法」（PL法）等に基づく規制を受けており、これらの法令の遵守についても対策を講じておりますが、万が一これらの法令に違反した場合、製品の廃棄処分、回収処理などが必要となるおそれがあり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(c) 労働関連法令について

現在、厚生労働省において短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用基準を拡大する案が検討されております。当社グループは店舗や工場等において多数の短時間労働者を雇用しており、これらの法改正の動向によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(d) その他各種許認可について

当社グループは、生産流通事業において食鳥処理の事業の許可、東京都中央卸売市場の買参権などの許認可を受けて事業を行っており、これらの権利の更新ができなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

主要食材（みやざき地頭鶏・黒さつま鶏）への依存について

当社は、宮崎県内で生産されるみやざき地頭鶏や鹿児島県で生産される黒さつま鶏を主要食材とする「塚田農場」「じとっこ組合」店舗の売上構成比が高い状況にあります。生産拠点を複数構えることによりリスク分散を行っておりますが、自然災害による生産量の減少、鳥インフルエンザ等の疫病の発生、食品衛生問題等によるブランド毀損、消費者の嗜好や市場の変化等が発生した場合には、仕入コストの上昇や販売低下により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

食材の生産、流通について

当社グループでは、みやざき地頭鶏、鹿児島黒さつま鶏以外にも、他の地鶏、鮮魚、ホルモンなどの当社のビジネスモデルを特徴づける食材がありますが、これらの食材の安全性確保に疑義が生じ、当社グループでの食材の生産や調達に制限を受けたり、天候不順や災害、ウイルスの流行等の外的要因により需給関係が逼迫した場合の仕入コストの上昇など、食材の確保に支障が生じる事態となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

自然災害について

当社グループの多数の店舗が首都圏に集中しており、首都圏において大規模な地震や台風等による災害が発生した場合、その直接的、間接的影響による販売低下により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当社グループでは、各地で畜産業や漁業などの生産事業を行っております。したがって当該生産地域で大型の自然災害が発生した場合、その直接的、間接的影響により生産活動が妨げられ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

出退店政策について

当社グループは、主に高い集客が見込める都心部及び郊外の主要駅周辺に出店をしておりますが、新規出店におきましては、立地条件、賃貸条件、投資回収期間等を総合的に検討して、出店候補地を決定しているため、すべての条件に合致する物件が確保できない可能性があります。また、当社グループでは、月次の店舗ごとの損益状況や当社グループの退店基準に基づき業績不振店舗等の業態変更、退店を実施することがあります。業態変更や退店に伴う固定資産の除却損、減損損失の計上、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

差入保証金について

当社は、賃借により出店等を行うことを基本方針としており、すべての店舗において保証金を差し入れております。今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗における営業の継続に支障が生じたり、退店時に差入保証金等の一部又は全部が返還されない可能性があります。また、当社の都合によって契約を中途解約する場合には、締結している賃貸借契約の内容によって、差入保証金等の一部又は全部が返還されない場合があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

有利子負債の依存度

当社グループは、店舗設備及び差入保証金等の出店資金並びに生産設備資金を金融機関からの借入により調達しております。2024年3月期において、当社グループの有利子負債残高は6,011百万円となり、有利子負債依存度は72.6%となっております。現在は、当該資金を主として変動金利に基づく長期借入金により調達しているため、金利変動により、資金調達コストが上昇した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

	2023年3月期	2024年3月期
有利子負債残高(百万円)	6,847	6,011
有利子負債依存度(%)	74.9	72.6

(注)有利子負債残高は、短期及び長期借入金(1年内返済予定を含む)、リース債務の合計額であります。

M&Aについて

当社グループは、事業拡大を加速する有効な手段のひとつとして、当社グループに関連する事業のM&Aを検討していく方針です。M&A実施に際しては、対象企業の財務・法務・事業等について事前にデューデリジェンスを行い、十分にリスクを吟味し正常収益力を分析した上で決定いたしますが、買収後に偶発債務の発生や未認識債務の判明等、事前の調査で把握できなかった問題が生じた場合、また事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要が生じる等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材の確保及び育成について

当社グループは継続的な新規事業の開発及び更なる店舗展開を図っていく方針であるため、十分な人材の確保及び育成ができない場合には、新規事業開発の遅れ、サービスの低下による集客力の低下、計画どおりの出店が困難となること等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

固定資産の減損損失について

当社グループが保有する固定資産において資産価値の下落や、キャッシュ・フローの低下等によって減損処理をした場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

継続企業の前提に関する重要事象等について

2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言発出やまん延防止等重点措置を受けて、酒類の提供制限や一部店舗で臨時休業・営業時間短縮などを実施した結果、売上高及び営業利益等の業績が著しく低下いたしました。また、政府・自治体による営業活動自粛要請等が解除された2022年3月以降も、新型コロナウイルス感染症第7波の影響などを受けました。当連結会計年度におきましては、2023年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上5類相当への移行に伴い、当社グループの業績は国内事業を中心に堅調な回復が見られますが、香港事業が中国国内の景気悪化等に影響を受けるなど、当連結会計期間における当社グループの業績は前年同期間からは大きく改善しているものの、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。上記事象を解決すべく、既存事業の収益構造の見直しを図るとともに、固定費の削減や回復の見込めない店舗の撤退等を引き続き進め、早期の業績回復に努めており、2023年10月から2024年3月までの下半期においては営業利益を計上しております。加えて、2023年6月に開始した第三者割当による第4回新株予約権および第5回新株予約権の行使により、当連結会計期間における連結純資産が167百万円となりました。また、取引金融機関との連携によって支援を継続していただくとともに、資金調達の状況に合わせたキャッシュフローの抑制を図ることにより、当面の資金状況は安定して推移する見通しです。以上のことから、財務全般に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、個人消費やインバウンド需要の増加等により、経済社会活動の正常化が進み、回復基調にあります。

外食産業におきましては、需要回復の兆しが見られるものの、円安やウクライナ情勢の長期化を起因とした資源価格や為替の変動による物価の上昇と人手不足の問題の深刻化、人件費の高騰などが与える様々な価格への影響も懸念されており、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、消費環境の変化に対応し、既存事業のリブランディングを進め、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化に取り組んでおります。また、人的資本経営を引き続き推進し、商品開発機能・マーケティング機能・クリエイティブ機能を前線化させる事業部採算制を導入することで、各ブランド単位での戦略の企画・立案・実行が可能となり、グループ全体の持続的な成長と企業価値の更なる向上を図っております。

(生産流通事業)

生産流通事業では、「生販直結モデル」の一部として、地鶏の生産事業及び、鮮魚・青果物などの生産並びに流通事業を行っております。食産業全般において、仕入価格の不安定化が事業課題になっておりますが、当社グループにおいては主要食材を当社グループ会社や安定した契約農家などから調達できることが事業の安定化に繋がっており、それが強みとなっております。

直近では、販売事業の売上高が増加したことにより、地鶏の生産量や野菜の流通量は徐々に増加しており、加えて、地鶏のグループ外への販売も堅調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,646百万円（前年同期比20.9%増）、セグメント利益は95百万円（前年同期はセグメント損失12百万円）となりました。

(販売事業)

販売事業では、「生販直結モデル」の一部として、主に外食店舗を運営しております。行動制限の緩和による経済活動の活性化やインバウンド需要の増加に伴い、客数は順調な回復傾向となっており経済活動の正常化が進みました。

国内飲食事業では、このような消費環境の変化に対応し、既存事業のリブランディングを進め、付加価値の高い商品の開発や販売におけるサービスの更なる強化に取り組んでおります。また、人的資本経営を引き続き推進し、商品開発機能・マーケティング機能・クリエイティブ機能を前線化させる事業部採算制を導入することで、

各ブランド単位での戦略の企画・立案・実行が可能となり、グループ全体の持続的な成長と企業価値の更なる向上を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は19,862百万円（前年同期比20.1%増）、セグメント損失は207百万円（前年同期はセグメント損失1,722百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は20,598百万円（前年同期比19.9%増）、営業損失は111百万円（前年同期は営業損失1,734百万円）、経常損失は74百万円（前年同期は経常損失1,103百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は452百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,312百万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前連結会計年度末より170百万円減少し、1,646百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により得られた資金は250百万円となりました。これは主に、減価償却費477百万円及び減損損失126百万円が生じた一方で、税金等調整前当期純損失391百万円が生じたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は68百万円となりました。これは主に、投資有価証券の売却に伴う収入109百万円及び敷金及び保証金の回収による収入128百万円と新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出380百万円の差額によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により使用した資金は386百万円となりました。これは主に、株式の発行による収入493百万円と短期借入金の返済205百万円及び長期借入金の返済615百万円の差額によるものであります。

生産、仕入及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
生産流通事業	1,063,358	141.6
合計	1,063,358	141.6

(注) 金額は製造原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値であります。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
生産流通事業	437,292	128.0
販売事業	5,516,339	119.4
合計	5,953,631	120.0

(注) 金額は仕入価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値であります。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
生産流通事業		1,646,637	120.9
	地鶏関連	1,646,637	120.9
	その他(野菜、鮮魚等)	-	-
販売事業		19,862,807	120.1
	地鶏モデル(塚田農場等)	9,834,725	116.8
	鮮魚モデル(四十八漁場等)	2,546,625	150.7
	ホルモンモデル(芝浦食肉等)	776,818	118.1
	やきとりモデル(若どり屋等)	1,045,472	117.4
	中食モデル(弁当等)	2,450,961	120.3
	その他	3,208,204	112.6
合計		21,509,444	120.1

(注) 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、以下のとおりであります。

財政状態の分析

当連結会計年度における総資産は、前連結会計年度に比べ863百万円減少し、8,276百万円となりました。これは主に借入金返済により現金及び預金が170百万円減少、店舗の撤退等により有形固定資産が269百万円減少したこと、また投資有価証券の売却により123百万円減少したこと等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度に比べ912百万円減少し、当連結会計年度における負債合計は8,109百万円となりました。これは主に返済により長期借入金が615百万円減少したためです。

純資産につきましては、前連結会計年度に比べ49百万円増加し、当連結会計年度における純資産合計は167百万円となりました。これは主に新株の発行及び資本金からの振替により資本準備金が479百万円増加したものの、親会社株主に帰属する当期純損失により452百万円減少したためです。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、20,598百万円（前年同期比19.9%増）となりました。当社の報告セグメントごとの内訳は、生産流通事業が1,646百万円（前年同期比20.9%増）、販売事業が19,862百万円（前年同期比20.1%増）となっており報告セグメントの合計は21,509百万円となっております（連結売上高との差額は内部取引によるものです）。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う行動制限の解除によって販売事業の売上高が回復したことが影響し、生産流通事業の売上高も増加しております。

(営業損失)

当連結会計年度は営業損失111百万円（前年は営業損失1,734百万円）となりました。当社の報告セグメントごとの内訳は、生産流通事業がセグメント利益95百万円（前年はセグメント損失12百万円）、販売事業がセグメント損失207百万円（前年はセグメント損失1,722百万円）となっており報告セグメント合計はセグメント損失111百万円（前年はセグメント損失1,734百万円）となっております（営業利益との差額は連結上の調整額によるものです）。生産流通事業は、売上高が増加したことにより、セグメント利益が増加となっております。販売事業においても、売上高が回復したことにより、セグメント利益は前年より増加となりました。

(経常損失)

当連結会計年度は経常損失74百万円（前年は経常損失1,103百万円）となりました。これは、主に為替差益81百万円があったことにより営業外収益が合計224百万円となったことと、借入れによる支払利息87百万円など営業外費用が合計186百万円となったことによるものです。

(親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は452百万円（前年は親会社株主に帰属する当期純損失1,312百万円）となりました。これは固定資産除却損165百万円及び減損損失126百万円を計上したこと等によるものであります。

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」の項目をご参照ください。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、店舗設備投資等によるものであります。当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金は自己資金及び金融機関からの借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は6,011百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,646百万円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告金額及び収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当社グループの経営陣は連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載されているとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) シンジケートローン契約締結について

当社は、新型コロナウイルス感染症に伴う業績悪化からの回復途上にあるため、手元資金を厚くすることを目的として、株式会社りそな銀行をアレンジャーとする総額12.8億円のシンジケートローン契約を締結し、2023年12月27日に実行しました。

なお、株式会社りそな銀行をアレンジャーとする総額13.9億円のシンジケートローン契約は、2023年12月27日をもって終了いたしました。

(2) コミットメント契約締結について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

(3) ライセンス契約

当社はライセンス契約者との間で、以下のようなライセンス契約を締結しております。なお、契約内容の要旨は次のとおりです。

「じとっこ」「宮崎県日南市じとっこ組合」ライセンス契約

契約内容	ライセンサーは、「じとっこ」「宮崎県日南市じとっこ組合」ブランドを使用し、みやざき地頭鶏の仕入、流通システムの利用、「じとっこ」「宮崎県日南市じとっこ組合」店舗経営ノウハウを利用する
契約期間	契約締結日から5年間
契約金	契約時に一定額
ライセンス料	店舗坪数により毎月一定額
保証金	契約時に一定額

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、販売事業の拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。更なる店舗展開及び収益基盤の拡大を図るため、新規出店を中心として380,484千円の設備投資を実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社の販売事業における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2024年3月31日現在

事業所の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	リース資産	その他	合計	
本社							
本社事務所 (東京都豊島区西池袋)	本社機能	119,326	20,845	5,808	1,765	147,745	50 〔5〕
店舗他							
店舗等 (東京都港区高輪)	店舗設備	1,470,021	84,477	39,602	6,310	1,600,412	-

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 店舗設備はすべて連結子会社に賃貸しております。

3 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、機械及び装置、一括償却資産の合計であります。

4 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

当社グループの販売店舗をエリア別に示すと次のとおりであります。

2023年3月31日現在

ブランドの名称	合計 店舗数	店舗エリア									
		東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県	大阪府	兵庫県	愛知県	北海道	その他	海外
塚田農場など	67	26	9	6	3	6	3	4	2	8	-
四十八漁場など	21	17	2	1	1	-	-	-	-	-	-
やきとりなど	13	9	3	-	-	1	-	-	-	-	-
芝浦食肉など	10	7	3	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	43	17	2	-	-	1	-	1	-	2	20

(2) 国内子会社

(株)地頭鶏ランド日南

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物 及び 構築物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
雛センター (宮崎県日南市)	生産流通 事業	生産設備	4,080	0	113	- (-)	157	4,350	2 〔1〕
処理場 (宮崎県日南市)	生産流通 事業	生産設備	2,222	170	1,042	682 (1,649)	101	4,219	3 〔10〕
加工場 (宮崎県日南市)	生産流通 事業	生産設備	1,247	1,191	0	- (-)	-	2,439	4 〔12〕
綾センター (宮崎県東諸県郡綾町)	生産流通 事業	生産設備	5,826	49	62	12,000 (14,340)	0	17,938	2
西都農場 (宮崎県西都市)	生産流通 事業	生産設備	-	-	-	4,712 (12,080)	-	4,712	-
西都加工センター (宮崎県西都市)	生産流通 事業	生産設備	67,107	1,617	0	24,800 (4,093)	706	94,231	3 〔25〕
三股農場 (宮崎県北諸県郡三股町)	生産流通 事業	生産設備	-	-	-	7,045 (4,936)	-	7,045	-

(注) 1 現在休止中(三股農場)の設備は減損損失を計上しております。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

(株)カゴシマバンズ

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
霧島加工センター (鹿児島県霧島市)	生産流通 事業	生産設備	43,267	3,041	3,134	38,185 (2,833)	66	88,703	7 〔10〕
雛センター (鹿児島県霧島市)	生産流通 事業	生産設備	26,479	0	0	955 (9,364)	180	27,615	1

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

(3) 海外子会社

PT.APC International Indonesia

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
塚田農場美人鍋等 (インドネシア)	販売事業	店舗設備	147,619	-	14,729	-	-	162,348	52 〔60〕

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

AP Place Hong Kong Co., Ltd.

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
Harbour City等(香港)	販売事業	店舗設備	246,480	-	9,441	-	-	255,922	73 〔33〕

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を〔〕外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名、店舗名	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出会社							
当社グループ ブランド店舗	販売事業	店舗設備	400,000	-	自己資金	2024年4月	2025年3月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
A種優先株式	1,000
B種優先株式	300
計	24,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式24,000,000株、A種優先株式1,000株、B種優先株式300株であり、合計は24,001,300株となりますが、発行可能株式総数は24,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可 金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,883,150	12,883,150	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種優先株式	1,000	1,000	非上場	(注) 2
B種優先株式	300	300	非上場	(注) 3
計	12,884,450	12,884,450	-	-

(注) 1 提出日現在発行数には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) A種優先配当金の金額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される額とする。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足

額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6)非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2)残余財産分配額

基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

控除価額

上記2.(2)にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3)非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1)償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたB種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式及び取得請求権が行使されたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式及びB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

(2)償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000\text{円} \times (1 + 0.085)^{(m+n/365)}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、「 $m+n/365$ 」は「 $(1+0.085)$ 」の指数を表す。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存在する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.085)^{(x+y/365)}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「 $x+y/365$ 」は「 $(1+0.085)$ 」の指数を表す。

(3)償還請求受付場所

東京都港区高輪三丁目25番23号京急第2ビル1F

株式会社エー・ピーホールディングス

(4)償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1)強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2)強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式（但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存在する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1)転換請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をA種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったA種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

(2)転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。但し、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数

×上記4.(2)に定める基本償還価額相当額から上記4.(2)に定める控除価額相当額を控除した金額(但し、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた優先配当金(転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)

÷ 転換価額

転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、本取締役会での発行決議日の前日における時価の100%に相当する金額である427円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

八 転換価額の調整

(a)当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + (交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当の場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b)転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i)下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当の場合を含む。)(但し、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当を受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当の場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当を受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (c)(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (iii) その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

東京都港区高輪三丁目25番23号京急第2ビル1F

株式会社エー・ピーホールディングス

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 優先順位

(1) 剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金（下記B種優先株式1.(1)に定義される「B種優先配当金」をいう。以下同じ。）、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金（下記B種優先株式1.(3)に定義される「B種未払累積配当金」をいう。以下同じ。）並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

3 B種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社が剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき下記1.(2)に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。なお、A種優先株式とB種優先株式は剰余金の配当において同順位とする。

(2) B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき、同株式の払込金額に年2.9%を乗じた額とする。

(3) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主に対して、B種優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額については、翌事業年度及びそれ以降の年度におけるB種優先配当金、その他優先配当金（もしあれば）及び普通株主に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主に対して支払われるものとする（以下、累積されたB種優先配当金のうち未払金額を「B種未払累積配当金」という。）。なお、A種優先株式における累積されたA種優先配当金とB種未払累積配当金は剰余金の配当において同順位とする。

(4) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種未払累積優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社が残余財産の分配をするときは、B種優先株主に対し、普通株主に先立ち、基準価格により算定される価額を支払う。なお、A種優先株式とB種優先株式は残余財産の分配において同順位とする。

「基準価格」とは、『払込金額について払込期日から取得日までの期間について優先配当率を適用して複利計算をして算出される金額』= 払込金額 × (1 + 0.029) ^ (m+n/365) から『支払済の優先配当金相当額(支払日から取得日までの期間について優先配当率を適用して複利計算して調整した額)』= 償還請求前支払済優先配当金(疑義を避ける上で明記するならばB種優先株式の支払済自己株式取得金額(もしあれば)を含む。) × (1 + 0.029) ^ (x+y/365) を控除した金額とする。

なお、払込期日(同日を含む。)から償還請求権(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「x年とy日」とし、「m+n/365」及び「x+y/365」は「(1+0.029)」の指数を表す。

(2) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会の決議事項

B種優先株主は会社法に基づく種類株主総会の決議において、1単位(100株)につき1個の議決権を有する。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当等

株式分割及び併合が行われる場合、B種優先株式については分割・併合を行わない。

6. 取得請求権

B種優先株主は、いつでも、B種優先株式の全部又は一部について、当社に対して、基準価格により算定される価額の金銭を対価として取得することを請求することができる。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及び他の取得請求権付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

7. 取得条項

当社は、払込期日以降で取締役会が別に定める日に、基準価格により算定される価額の金銭の交付と引き換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及び他の取得条項付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

8. 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2018年3月8日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役1名)		
	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,228(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	222,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	841(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年7月1日～ 2033年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 849 資本組入額 424.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権の行使によって、当社の発行株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2018年3月8日決議 (付与対象者の区分及び人数：信託3社)		
	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,428(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	742,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	841(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年7月1日～ 2033年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 849 資本組入額 424.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」といいます。)は、新株予約権を行使することができず、受託者より新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」又は「新株予約権者」という。)のみが新株予約権を行使できることとする。</p> <p>受託者より新株予約権の交付を受けた者(以下、「受益者」という。)は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益(当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの)が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>受益者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、又は当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権の行使によって、当社の発行株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第5回新株予約権

決議年月日	2023年5月29日
新株予約権の数(個)	1,330
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 250,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり889(注)2
新株予約権の行使期間	2023年6月15日から 2026年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の性質

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

第5回新株予約権の目的である株式の総数は250,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第5回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正

第5回新株予約権の行使価額は、当社取締役会が行使価額の修正を決議した旨の通知が行われた日の2取引日後の日に、修正決議日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、下限行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、本項に基づく直前の修正が効力を生じた日(初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日)から6ヶ月が経過していない場合、又は当社が別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社がかかる決議を行うことができない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄第2項記載の条件の効力が発生する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初500円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

250,000株(2023年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は2.04%)

(6) 第5回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて第5回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

125,810,000円

3. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

第5回新株予約権の目的である株式の総数は250,000株(第5回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第5回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第5回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 第5回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、1,200円とする。

(3) 行使価額の修正

当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる(以下、かかる取締役会決議がなされた日を本「1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)」において「修正決議日」という。)。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第5回新株予約権を有する者(以下「第5回新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日(但し、通知が当該日の16時までには第5回新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日(取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に行われたものとして取り扱われる。)の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「下限行使価額」は当初500円とするが、本欄第4項の規定を準用して調整される。但し、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、本項に基づく直前の修正が効力を生じた日(初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日)から6ヶ月が経過していない場合、又は当社が別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社はかかる決議を行うことができない。

(4) 行使価額の調整

(a) 当社は、第5回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(d)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(d)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(d)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第4回新株予約権及び第6回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(d)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで第5回新株予約権を行使した第5回新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (c) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (d) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- 1円未満の端数を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(b)号の場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(b)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (e) 本項第(b)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (f) 本項第(b)号の規定にかかわらず、本項第(b)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (g) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第4回新株予約権者に通知する。但し、本項第(b)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

第5回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第5回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第5回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第5回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第5回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、会社法第236条1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、第5回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限が付される予定である。

8. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する取決めの内容

当社は所有権者との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、「(1)本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)資金調達方法の概要」記載の内容を定める本買取契約を締結している。

9. 当社の株券の売買について所有者との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

第6回新株予約権

決議年月日	2023年5月29日
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 200,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1株当たり1,500(注)2
新株予約権の行使期間	2023年6月15日から 2026年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)6
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2024年5月31日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の性質

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

第6回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第6回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正

第6回新株予約権の行使価額は、当社取締役会が行使価額の修正を決議した旨の通知が行われた日の2取引日後の日に、修正決議日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、下限行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、本項に基づく直前の修正が効力を生じた日(初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日)から6ヶ月が経過していない場合、又は当社が別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社はかかる決議を行うことができない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄第2項記載の条件の効力が発生する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初500円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

200,000株(2023年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は1.63%)

(6) 第6回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて第6回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

100,648,000円

3. 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

第6回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株(第6回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第6回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第6回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 第6回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、1,500円とする。

(3) 行使価額の修正

当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる(以下、かかる取締役会決議がなされた日を本「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)」において「修正決議日」という。)。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第6回新株予約権を有する者(以下「第6回新株予約権者」という。)に通知するものとし、当該通知が行われた日(但し、通知が当該日の16時までには第6回新株予約権者に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日(取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に行われたものとして取り扱われる。)の2取引日後の日に、行使価額は、修正決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「下限行使価額」は当初500円とするが、本欄第4項の規定を準用して調整される。但し、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、本項に基づく直前の修正が効力を生じた日(初回の修正の場合は本新株予約権の払込期日)から6ヶ月が経過していない場合、又は当社が別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社はかかる決議を行うことができない。

(4) 行使価額の調整

- (a) 当社は、第6回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(d)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくはは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(d)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(d)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(d)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第6回新株予約権を行使した第6回新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (c) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (d) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(b)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終

値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(b)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (e) 本項第(b)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (f) 本項第(b)号の規定にかかわらず、本項第(b)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (g) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第6回新株予約権者に通知する。但し、本項第(b)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

第6回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第6回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第6回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第6回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第6回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7．新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権は、会社法第236条1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、第6回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限が付される予定である。

8．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する取決めの内容

当社は所有権者との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、「(1)本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)資金調達方法の概要」記載の内容を定める本買取契約を締結している。

9．当社の株券の売買について所有者との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

(第4回新株予約権)

	第4四半期会計期間 (2024年1月1日から 2024年3月31日まで)	第23期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	5,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	500,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	770
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	385,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	5,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	500,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	770
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	385,000

(注) 2023年10月25日付で、本新株予約権すべての行使が完了しております。

(第5回新株予約権)

	第4四半期会計期間 (2024年1月1日から 2024年3月31日まで)	第23期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,170	1,170
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	117,000	117,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	889	889
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	104,013	104,013
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	1,170	1,170
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	117,000	117,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	889	889
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	104,013	104,01

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年2月26日 (注)1	普通株式 2,904,100	普通株式 10,331,950	620,025	1,115,543	620,025	1,095,543
2021年3月29日 (注)2、3、4	A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	普通株式 10,331,950 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	1,065,543	50,000	1,095,543	-
2022年8月10日 (注)5	普通株式 60,000 A種優先株式 - B種優先株式 -	普通株式 10,391,950 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	13,350	63,350	13,350	13,350
2022年9月30日 (注)6	普通株式 445,500 A種優先株式 - B種優先株式 -	普通株式 10,837,450 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	100,014	163,364	100,014	113,364
2023年3月1日 (注)7	普通株式 1,428,700 A種優先株式 - B種優先株式 -	普通株式 12,266,150 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	325,029	488,393	325,029	438,393
2023年3月29日 (注)8	普通株式 - A種優先株式 - B種優先株式 -	普通株式 12,266,150 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	438,394	50,000	438,394	-
2023年6月14日～ 2024年3月29日 (注)9	普通株式 617,000 A種優先株式 - B種優先株式 -	普通株式 12,883,150 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	246,253	296,253	247,553	247,553
2024年3月29日 (注)10	普通株式 - A種優先株式 - B種優先株式 -	普通株式 12,883,150 A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	246,253	50,000	247,553	-

(注)1 2021年2月10日付の取締役会において、第三者割当による普通株式の発行をすることを決議いたしました。

2 有償第三者割当（A種優先株式）

発行価格 1,000百万円

資本組入額 500百万円

割当先 R K Dエンカレッジファンド投資事業有限責任組合

3 有償第三者割当（B種優先株式）

発行価格 300百万円

資本組入額 150百万円

割当先 S B・A 2号投資事業有限責任組合

4 2021年3月26日開催の臨時株主総会決議により、2021年3月29日付で、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金1,715,543千円（減資割合97.2%）及び資本準備金1,745,543千円（減資割合100.0%）を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。なお、払い戻しを行わない無償減資であります。

5 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当による増加であります。

発行価格 1株につき 445円

資本組入額 1株につき 222.5円

割当先 当社取締役及び従業員

6 有償第三者割当（普通株式）

発行価格 1株につき 449円

資本組入額 1株につき 224.5円

割当先 米山久

7 有償第三者割当（普通株式）

発行価格 1株につき 455円

資本組入額 1株につき 227.5円

割当先 株式会社ONODERA GROUP

西陽一郎

株式会社ヒラノ・アソシエイツ

石田克史
株式会社NSK

- 8 2023年3月29日開催の臨時株主総会決議により、同日付で会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金438,394千円(減資割合89.7%)及び資本準備金438,394千円(減資割合100%)を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。なお、払い戻しを行わない無償減資であります。
- 9 新株予約権の行使による増加であります。
- 10 2024年3月27日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月29日付で、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金246,253千円(減資割合83.12%)及び資本準備金247,553千円(減資割合100.0%)を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。なお、払い戻しを行わない無償減資であります。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	17	135	19	60	18,902	19,139	-
所有株式数(単元)	-	1,229	798	20,422	2,704	104	103,540	128,797	3,450
所有株式数の割合(%)	-	0.954	0.619	15.855	2.099	0.080	80.390	100.00	-

(注) 自己株式254,206株は、「個人その他」に2,542単元、「単元未満株式の状況」に6株含まれております。

A種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	1,000	-	-	-	1,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

B種優先株式

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	3	-	-	-	3	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

1. 普通株式

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
米山 久	東京都八王子市	5,444	43.10
MTRインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町2丁目1100番地7	675	5.34
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2	562	4.45
株式会社ONODERAGROUP	東京都千代田区大手町1丁目1-3	539	4.27
西 陽一郎	東京都港区	439	3.48
石田 克史	東京都目黒区	219	1.74
ゲームフリーク1号基金投資事業 有限責任組合	東京都世田谷区玉川1丁目15-2	183	1.44
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1	114	0.90
株式会社NSK	東京都北区豊島2丁目3-1	109	0.87
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区西五反田3丁目6-21	103	0.82
計	-	8,392	66.44

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 114千株

2 上記のほか当社所有の自己株式 254千株(1.97%)があります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
米山 久	東京都八王子市	54,443	43.12
MTRインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町2丁目1100番地7	6,750	5.34
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2	5,621	4.45
株式会社ONODERAGROUP	東京都千代田区大手町1丁目1-3	5,399	4.27
西 陽一郎	東京都港区	4,396	3.48
石田 克史	東京都目黒区	2,198	1.74
ゲームフリーク1号基金投資事業 有限責任組合	東京都世田谷区玉川1丁目15-2	1,830	1.44
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1	1,148	0.9
株式会社NSK	東京都北区豊島2丁目3-1	1,099	0.87
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区西五反田3丁目6-21	1,036	0.82
計	-	83,920	66.43

2. A種優先株式

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
RKDエンカレッジファンド 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1丁目9番6号	1,000	100.00
計	-	1,000	100.00

3. B種優先株式

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SB・A2号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティノースタワー24 階	300	100.00
計	-	300	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,000 B種優先株式 300	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 254,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,625,500	126,255	-
単元未満株式	普通株式 3,450	-	-
発行済株式総数	12,884,450	-	-
総株主の議決権	-	126,255	-

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エー・ピー ホールディングス	東京都港区高輪三丁目25番 23号 京急第2ビル1階	254,200	-	254,200	1.97
計		254,200	-	254,200	1.97

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	18,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当事業年度における取得自己株式数18,000株は、譲渡制限付株式報酬を付与された対象従業員が譲渡制限期間内に退職したことにより無償取得したものであります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	254,206	-	254,206	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した自己株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、新規出店や生産設備の増強による事業規模の拡張と経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財政状態等を勘案し、利益還元政策を決定いたします。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は新規出店による事業規模の拡大及び財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先してきたため、設立以来配当を実施しておりません。

当事業年度におきましては、期末の財務状況を踏まえ、誠に遺憾ではございますが、普通株式につきましては、引き続き無配とさせていただきます。また、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の方法に基づき優先配当をいたします。

今後につきましては、上記、利益還元政策の方針に基づき株主への利益還元に取り組んでいく方針であります。現時点において具体的な利益還元の内容及びその実施時期等については未定であります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額
2024年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	79,812千円	79,812円61銭
2024年6月27日 定時株主総会	B種優先株式	13,887千円	46,291円31銭

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主・従業員・取引先・ライセンス企業等、すべてのステークホルダーとの良好な関係を重視することによる企業価値の向上を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査等委員会を設置するとともに、日常業務の活動方針を決定する経営会議及び内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

なお、2020年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

当社の各機関の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、代表取締役を含む業務執行に携わる取締役4名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（全員社外取締役）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の遂行を監督する権限を有しております。

当事業年度において、当社は取締役会を19回開催しており、個々の取締役の出席状況については、以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
米山 久	19回	19回（100%）
野本 周作	8回	8回（100%）
里見 順子	19回	19回（100%）
高島 郁夫	19回	19回（100%）
中瀬 一人	19回	19回（100%）
姫野 彰	19回	19回（100%）
田路 至弘	19回	19回（100%）
福山 将史	19回	19回（100%）

（注）野本周作氏は、2023年9月29日の辞任による退任までの取締役会の開催及び出席回数を記載しております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、提出日現在、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名（全員社外取締役）で構成されています。監査等委員は取締役会等への出席を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査等委員及び監査等委員会は監査計画に基づく監査等委員監査を実施すると共に、経営会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。なお、毎月1回開催される監査等委員会において、監査等委員は取締役会等への出席、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。

なお、監査等委員会の活動状況については、「（3）監査の状況」をご参照ください。

(c) 経営会議

当社は、取締役及び執行役員等を参加者とする経営会議を毎月4回開催しております。経営会議においては担当者から参加者に対して月次の営業状況及び活動実績等が報告され、日常業務に係る活動方針や新規の投資計画等が幅広く議論されております。

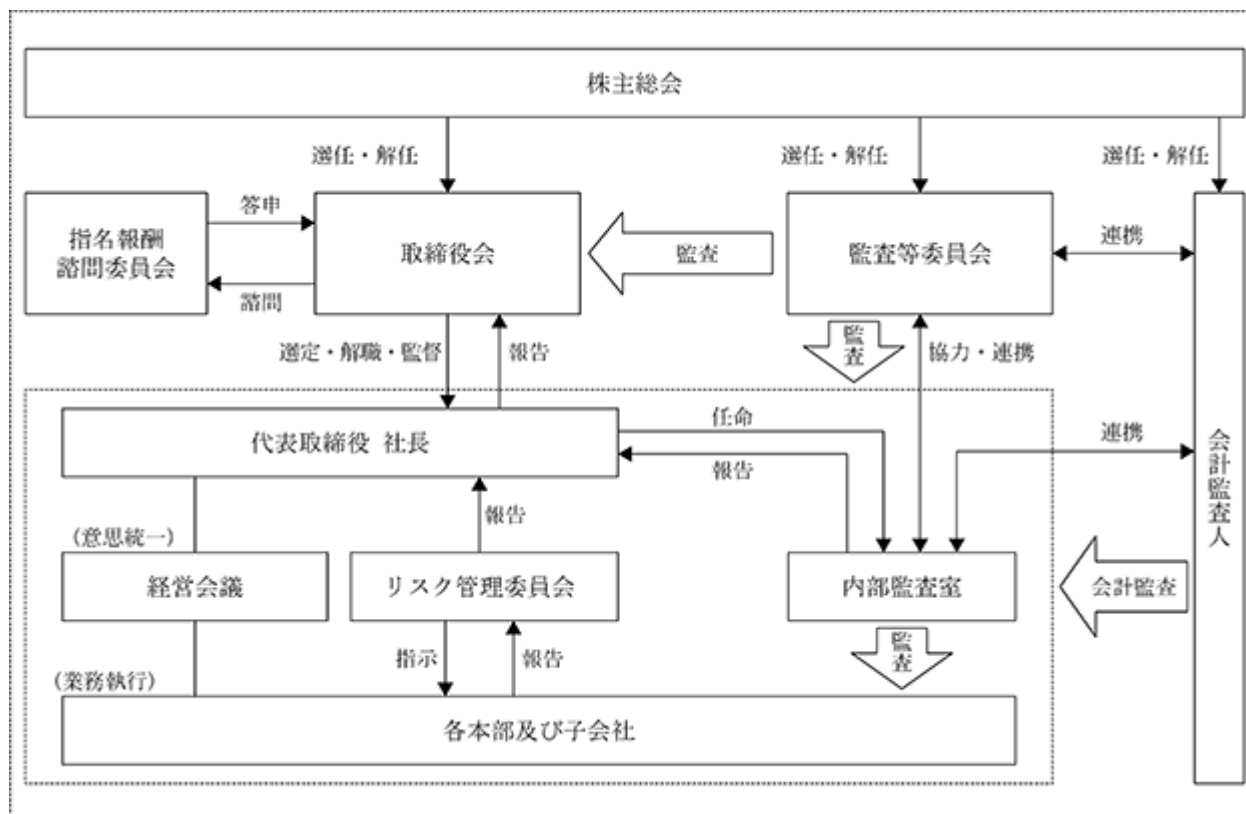
(d) リスク管理委員会

当社は、取締役、事業本部長、内部監査室長等で構成されるリスク管理委員会を半期ごとに開催しております。同委員会では、食品安全に関わるリスク、コンプライアンスリスク、風評リスク等に対する管理及び対応策の検討を行っております。

(e) 指名報酬諮問委員会

代表取締役及び社外取締役等から構成される指名報酬諮問委員会を設置しております。同委員会では、取締役会の諮問機関として取締役の選任、報酬などにつき提案を行うことにより、指名、報酬決定などに関する手続の客観性と透明性の確保に努めております。

(当社の企業統治体制図)



企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、当社取締役会で決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
2. 役職員の職務執行の適正性を確保するため、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。監査結果については、定期的に代表取締役及び経営会議にて報告する。
3. 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
2. 文書管理部署の管理本部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
2. 取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
3. 取締役会の下に原則として毎月4回開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。
4. 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会は、「関係会社管理規程」に基づき、当社又はグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備する。
2. 内部監査室による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保する。
3. グループ会社各社に当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る体制を確保する。

(f) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
2. 当該取締役及び使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

(g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人などが監査等委員会に報告するための体制

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役その他これらに準ずる役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに監査等委員会に報告する。なお、当社及びグループ会社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。
2. 監査等委員は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができる。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。
2. 監査等委員は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
3. 監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査室から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
4. 当社は、監査等委員の職務遂行上必要な費用を支弁するため、一定額の予算を設ける。また、監査等委員からその職務の執行について生じる費用に前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

取締役選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

種類株式の発行

当社は、種類株式発行会社であって、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、普通株式の単元株式数は100株としております。なお、A種類株式の単元株式数は1株とし、B種類株式の単元株式数は100株としております。また、普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。A種優先株主とB種優先株主は、株主総会において議決権を有しておりません。これは、A種優先株式及びB種類株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。なお、その他A種優先株式とB種優先株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」の記載を参照ください。

会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、当社の取締役及び社外取締役を被保険者とした、改正会社法(令和3年3月1日施行)第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 兼 会長	米山 久	1970年11月9日生	2001年10月 (有)エー・ピーカンパニー(現当社)設立 代表取締役社長 2013年6月 (株)新得ファーム 代表取締役(現任) 10月 (株)カゴシマバンズ 取締役(現任) 2015年10月 MTRインベストメント(株)代表取締役(現任) 2020年6月 当社 代表取締役社長執行役員CEO 2022年11月 当社 代表取締役会長兼ファウンダー (株)地鶏頭ランド日南 取締役(現任) 2023年9月 当社 代表取締役会長 兼 社長(現任)	(注)3	普通株式 6,119,300
取締役	横澤 将司	1977年10月2日生	2001年4月 (株)平田牧場 入社 2011年11月 当社 入社 2016年9月 当社 魚事業部 事業部長 2019年6月 当社 執行役員 ブランド開発室室長 魚事業部本部長 北海道塚田事業部本部長 2023年11月 (株)エー・ピーカンパニー 代表取締役(現任) 2024年6月 当社 取締役上席執行役員(現任)	(注)3	-
取締役	佐竹 祐樹	1977年2月10日生	2005年8月 (株)レイズインターナショナル 入社 2015年4月 当社 入社 執行役員 開発本部本部長(現任) 2023年6月 当社 上席執行役員 11月 (株)エー・ピーカンパニー 取締役(現任) (株)地鶏頭ランド日南 取締役(現任) (株)塚田農場プラス 取締役(現任) 2024年6月 当社 取締役上席執行役員(現任)	(注)3	普通株式 5,000
取締役	近内 理恵	1982年4月2日生	2005年4月 (株)ミカ/ファンクション 入社 2008年11月 当社 入社 2018年8月 当社 マーケティング本部 副本部長 2019年5月 当社 ブランドコミュニケーション部 部長 2022年7月 当社 執行役員 食トレンド研究センターセンター長 兼 海外・新規事業本部デリバリー事業 推進部プロジェクトリーダー 兼 ブランドコミュニケーション部部長 2023年4月 当社 執行役員(現任) マーケティング本部本部長 兼 マーケティング本部 ブランドコ ミュニケーション部 部長 兼 食トレンド研究センターセンター長 兼 事業統括本部 魚馳走くん事業部 2024年6月 当社 取締役上席執行役員(現任)	(注)3	普通株式 5,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	尾崎 智史	1986年 1月27日生	2007年 8月 11月	TAC(株) 入社 公認会計士 合格	(注) 4	-
			2009年 1月	監査法人アヴァンティア 入所		
			2011年10月	公認会計士登録		
			2024年 6月	尾崎公認会計士事務所 所長(現任) 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)		
取締役 (監査等委員)	田路 至弘	1959年 8月21日生	1982年 4月	(株)神戸製鋼所 入社	(注) 4	普通株式 200
			1988年10月	司法試験 合格		
			1991年 4月	弁護士登録 岩田合同法律事務所 入所		
			1997年 8月	リチャード・バトラー法律事務所 (パリ・ロンドン)にて執務		
			2011年 6月	TANAKAホールディングス(株)社外監査役 (現任)		
			2018年 6月	当社 社外取締役		
			2020年 6月	当社 社外取締役(監査等委員)(現任)		
取締役 (監査等委員)	小栗 悠夫	1980年12月13日生	2008年12月	弁護士登録 東京テミス法律事務所 入所	(注) 4	-
			2010年 8月	弁護士法人ベリーベスト法律事務所入所		
			2014年 3月	小栗総合法律事務所 代表(現任)		
			2024年 6月	当社 社外取締役(監査等委員)(現任)		
						普通株式 6,129,500

- (注) 1 取締役 尾崎智史、田路至弘及び小栗悠夫は、社外取締役であります。
- 2 当社の監査等委員については次のとおりであります。
委員 尾崎智史、委員 田路至弘、委員 小栗悠夫
- 3 監査等委員でない取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 取締役 野本周作は、2023年9月29日付で退任いたしました。
- 6 取締役 里見順子、高島郁夫、中瀬一人、姫野彰及び福山将史は、2024年6月27日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- 7 代表取締役会長 兼 社長米山久の所有株式数は、同氏が代表取締役を務めるMTRインベストメント(株)が所有する株式数を含んでおります。

社外取締役（監査等委員でない取締役）による監督と内部監査、監査等委員会監査（監査等委員3名は全員社外取締役）及び会計監査との相互連携並びに内部監査部門との関係

・社外取締役に対しては、取締役会開催の際、取締役会事務局より取締役会招集通知及び資料を送付し、報告及び決議事項に関する事前説明を行うとともに、社外取締役からの質問に適宜対応しております。

- ・常勤監査等委員（社外取締役）は、内部監査室との間で適時に情報・意見交換を実施しており、内部監査並びに内部統制監査の実施状況や評価結果について情報を共有しております。このうち重要な事項については監査等委員会にて情報共有を行い、また、非常勤監査等委員には、要請に応じて、内部監査室、管理本部などの部門が必要な情報・資料を提供し、必要に応じて業務を補助する体制になっております。
- ・また、監査法人並びに内部監査室との間で、情報共有と相互コミュニケーションの充実を図るため、三様監査情報交換会を四半期毎に開催をしております。
- ・更に、常勤監査等委員（社外取締役）が事務局として、3ヶ月に一度の頻度で社外取締役連絡会を開催し、市場動向・他社状況・ガバナンス体制等都度テーマを設定し、協議・意見交換を行うことで、相互連携の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 組織・人員

- ・当社における監査等委員会は、3名の監査等委員で構成され、全員が独立社外取締役で、常勤監査等委員を配置する体制となっております。
- ・常勤監査等委員の尾崎 智史氏は、公認会計士として企業会計に精通する豊富な知見の他、内部統制の評価やリスク管理の支援など企業の経営に関する幅広い知見を有しております。非常勤監査等委員（社外取締役）の田路 至弘氏は弁護士として専門的な知見及び経験を有し、特にコンプライアンス面で有益は助言を行っております。また、非常勤監査等委員（社外取締役）の小栗 悠夫氏は、弁護士として、特に不動産取引における法的リスクに関する豊富な知見を有しております。

b. 監査等委員会の活動状況（2023年度）

- ・当事業年度において、監査等委員会は原則月1回開催し監査に関する重要な事項について意見交換、協議、決議を行っております。
- ・各監査等委員の当該事業年度に開催した監査等委員会及び取締役会への出席状況については以下のとおりであります。

役職	氏名	当事業年度の 監査等委員会出席率	当事業年度の 取締役会出席率
常勤監査等委員 （社外取締役）	姫野 彰	14/14回(100%)	19/19回(100%)
非常勤監査等委員 （社外取締役）	田路 至弘	14/14回(100%)	19/19回(100%)
非常勤監査等委員 （社外取締役）	福山 将史	14/14回(100%)	19/19回(100%)

- ・ 監査等委員会における具体的な検討内容は、監査計画で定めた重点監査項目、コーポレート・ガバナンスの強化、内部統制システムの整備及び改善、各事業本部の営業利益回復及び全社ベースの公表数値必達の進捗状況の確認と検証となります。

また、監査等委員会における主な審議・協議・共有事項は以下のとおりであります。

決議13件	会計監査人の再任、株主総会議案への意見、監査等委員会監査報告書、監査等委員でない取締役の選任議案への意見、監査方針・計画及び業務分担、譲渡制限付株式報酬、監査等委員会議長等の選定、監査等委員報酬等。会計監査人の監査報酬に関する同意、新株予約権発行に関する手続きの妥当性、代表取締役の異動、招集権者及び代行順位 等
報告11件	常勤監査等委員の月次活動報告、監査調書報告、内部統制システムの運用状況報告、リスク管理委員会や賞罰委員会の開催内容の報告 等

c. 監査等委員の主な活動

- ・ 当社における監査等委員会監査は監査等委員会で定めた監査の方針及び監査計画に基づき、常勤監査等委員、非常勤監査等委員の分担に従い、監査手続を実施しております。
- ・ 全監査等委員が取締役会、常勤監査等委員がその他重要会議である経営会議、経営情報連絡会、内部統制委員会、リスク管理委員会等に出席し、適宜指摘・意見を発信すると共に、内部統制システムの監視と検証を行っております。
- ・ 常勤監査等委員は、内部監査室との間で適時に情報・意見を交換する場を設け、内部監査並びに内部統制評価の結果や実施の状況について情報を共有しております。また、四半期毎に内部監査室並びに監査法人との間で、情報共有と相互のコミュニケーションの一層の深化を図るため「三様監査情報交換会」を開催しております。
- ・ 常勤監査等委員(社外取締役)は事務局として、社外取締役連絡会を3か月に1度の頻度で開催し、市場動向、他社状況、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けて情報共有を行っております。
- ・ グループ会社に対しては、常勤監査等委員が各社社長との個別面談、店舗訪問を通じ、経営状況を確認するとともにグループ内部統制の充実を図っております。

内部監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査規程に従い、内部監査を実施する体制を整備しております。内部監査室は業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、本部、各店舗、連結子会社を監査対象として、内部監査計画に基づき、適宜、監査手続を実施しております。内部監査結果は、代表取締役社長に報告されると共に、被監査部門の改善状況報告を内部監査室に提出されることにしております。また、内部監査を通じた重要事項、監査結果については、監査等委員とも情報共有を図っております。

内部監査室、監査等委員及び監査法人は、四半期毎に情報共有・意見交換等を目的に三様監査情報交換会を開催し、互いの監査上の重要事項の共有等連携を図り、実効的な監査環境の整備に努めております。また、内部監査室は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について独立した立場で評価し、その結果を取締役会等に報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アヴァンティア

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

相馬 裕晃

梶原 大輔

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、その他7名になります。

e. 監査法人の選定方針と理由

- ・ 監査法人の選定にあたっては、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」を踏まえ、当社が置かれている事業環境に関する知識、専門的並びに独立性等を総合的に勘案した選定基準(監査体制、監査手続、監査時間等)に基づいて行っております。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査等委員会が決定した会計監査人の不再任議案を、株主総会に提出いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会の定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考として、監査法人の品質管理体制、監査計画の具体性、監査報酬の妥当性、監査チームの独立性、不正リスクへの対応、監査等委員とのコミュニケーションなどとなっており、これらを網羅的に捉え、評価を行った上で、適正に監査が実施されていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	33,500	-	38,400	-
連結子会社	1,000	-	1,260	-
計	34,500	-	39,660	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

e. 監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定方針は、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、当社の規模及び特性、監査時間及び監査体制等を総合的に勘案し検討した上、監査等委員会の同意のもと決定しております。

f. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行った結果、会計監査人と報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月25日開催の第19期定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人給与を含まない。）の範囲で取締役会にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は5名です。

また、上記の基本報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第21期定時株主総会において、監査等委員でない取締役2名に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は5名（うち、社外取締役2名）です。

また、2024年6月27日開催の第23期定時株主総会第4号議案において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額としての報酬枠について、対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額を年額100,000千円以内、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）にそれぞれ改定することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役員数は4名です。

なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、2020年6月25日開催の第19期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役員数は3名です。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

・当社の取締役の報酬等は、月例の金銭による固定報酬である基本報酬のみとし、個人別の報酬等（基本報酬）の額は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各取締役の役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等がある場合には、業績連動報酬等に係る指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

・該当事項なし。

4. 非金銭報酬等がある場合には、非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

・当社の業績連動報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を支給することとし、指名報酬諮問委員会の答申を経たうえで、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、取締役会決議により決定する。なお、対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了その他の正当な理由（死亡による退任又は退職を含む。）により退任又は退職した場合には、譲渡制限が解除されるものとする。また、正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

・該当事項なし。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

・取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

- ・取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会は、その決定に当たり、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬諮問委員会の答申を得るものとする。
8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
- ・該当事項なし。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
取締役(監査等委員及び社外取締役除く。)	53,911	46,717	7,194	-	3
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	29,260	-	-	-	5

(注) 取締役(監査等委員及び社外取締役除く。)には、2023年9月29日に退任した役員1名を含んでおります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、自己株式を除き、上場株式を保有しておりません。株式の保有については、当社自身の事業競争力の維持と強化のため、業務提携、取引関係の維持・強化等の明確且つ合理的な理由があると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。

保有株については毎年見直しを行い、保有する意義・効果の薄れた株式について、投資先企業の状況等を勘案したうえで売却を進めるものとします。

また、取締役会において、当社グループが政策保有株式を取得する際には保有目的が適切かも含めて具体的に精査し取得の適否を検証いたしました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	125,597
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	29,918	取得による
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	1,999
非上場株式以外の株式	-	-

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時・適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するための監査法人等が主催する研修会への参加並びに会計専門書の購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,820,689	1,649,890
売掛金	838,124	924,187
棚卸資産	1 518,086	1 514,467
未収入金	137,188	36,216
その他	509,651	409,692
流動資産合計	3,823,740	3,534,454
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,729,979	6,240,441
減価償却累計額及び減損損失累計額	3,979,052	3,817,716
建物及び構築物(純額)	2 2,750,926	2 2,422,724
工具、器具及び備品	2,285,373	2,012,289
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,072,851	1,843,217
工具、器具及び備品(純額)	212,521	169,072
その他	563,370	668,839
減価償却累計額及び減損損失累計額	394,143	397,871
その他(純額)	2 169,227	2 270,968
有形固定資産合計	3,132,676	2,862,765
無形固定資産		
のれん	46,468	-
ソフトウェア	58,746	14,824
その他	1,118	926
無形固定資産合計	106,332	15,751
投資その他の資産		
投資有価証券	3 318,921	3 195,339
敷金及び保証金	1,445,452	1,389,361
長期前払費用	85,922	48,253
繰延税金資産	139,937	124,509
その他	89,543	111,633
貸倒引当金	5,394	5,394
投資その他の資産合計	2,074,383	1,863,703
固定資産合計	5,313,392	4,742,219
繰延資産		
株式交付費	2,734	-
繰延資産合計	2,734	-
資産合計	9,139,867	8,276,674

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	625,434	617,204
短期借入金	2. 5 1,935,984	2. 5 1,730,631
1年内返済予定の長期借入金	2. 6 627,227	2. 6 2,487,720
未払金	295,695	296,008
未払費用	631,302	591,515
未払法人税等	15,663	29,351
未払消費税等	354,120	351,129
その他	4 133,373	4 78,588
流動負債合計	4,618,801	6,182,149
固定負債		
長期借入金	2. 6 4,261,540	2. 6 1,785,356
繰延税金負債	21,772	14,478
その他	119,312	127,207
固定負債合計	4,402,625	1,927,042
負債合計	9,021,426	8,109,192
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	1,425,042	1,904,549
利益剰余金	1,051,021	1,503,925
自己株式	374,853	374,853
株主資本合計	49,167	75,771
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	16,458	27,953
その他の包括利益累計額合計	16,458	27,953
新株予約権	7,724	8,803
非支配株主持分	78,007	54,953
純資産合計	118,441	167,481
負債純資産合計	9,139,867	8,276,674

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	
売上高	1	17,175,665	1	20,598,568
売上原価		6,160,130		7,196,334
売上総利益		11,015,534		13,402,233
販売費及び一般管理費	2	12,749,779	2	13,514,097
営業損失()		1,734,244		111,863
営業外収益				
雇用調整助成金		334,867		-
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金		187,559		-
受取利息及び配当金		478		3,962
持分法による投資利益		11,373		34,591
為替差益		58,939		81,164
協賛金収入		33,407		218
その他		179,136		104,388
営業外収益合計		805,761		224,325
営業外費用				
支払手数料		18,231		18,206
支払利息		108,277		87,141
シンジケートローン手数料		14,500		31,594
株式交付費償却		2,983		2,734
その他		30,798		47,063
営業外費用合計		174,790		186,740
経常損失()		1,103,274		74,278
特別利益				
固定資産売却益	3	8,000	3	511
投資有価証券売却益		-		1,999
特別利益合計		8,000		2,511
特別損失				
固定資産除却損	4	85,965	4	165,545
減損損失	5	116,011	5	126,580
投資有価証券売却損		-		27,282
その他		291		-
特別損失合計		202,267		319,408
税金等調整前当期純損失()		1,297,541		391,175
法人税、住民税及び事業税		16,256		42,528
法人税等調整額		147		8,094
法人税等合計		16,109		50,622
当期純損失()		1,313,651		441,798
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失()		893		11,105
親会社株主に帰属する当期純損失()		1,312,757		452,903

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
当期純損失()	1,313,651	441,798
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	69,890	44,412
その他の包括利益合計	69,890	44,412
包括利益	1,243,761	397,386
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,242,867	408,491
非支配株主に係る包括利益	893	11,105

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	548,254	320,990	374,853	544,391
当期変動額					
新株の発行	438,394	438,394			876,788
資本金から剰余金への振替	438,394	438,394			-
剰余金の配当			59,253		59,253
親会社株主に帰属する当期純損失()			1,312,757		1,312,757
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	876,788	1,372,011	-	495,223
当期末残高	50,000	1,425,042	1,051,021	374,853	49,167

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	86,348	86,348	7,724	77,624	543,391
当期変動額					
新株の発行					876,788
資本金から剰余金への振替					-
剰余金の配当					59,253
親会社株主に帰属する当期純損失()					1,312,757
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	69,890	69,890	-	382	70,272
当期変動額合計	69,890	69,890	-	382	424,950
当期末残高	16,458	16,458	7,724	78,007	118,441

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	1,425,042	1,051,021	374,853	49,167
当期変動額					
新株の発行	246,253	246,253			492,507
資本金から剰余金への振替	246,253	246,253			-
剰余金の配当		12,999			12,999
親会社株主に帰属する当期純損失()			452,903		452,903
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	479,507	452,903	-	26,603
当期末残高	50,000	1,904,549	1,503,925	374,853	75,771

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	16,458	16,458	7,724	78,007	118,441
当期変動額					
新株の発行					492,507
資本金から剰余金への振替					-
剰余金の配当					12,999
親会社株主に帰属する当期純損失()					452,903
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	44,412	44,412	1,078	23,053	22,437
当期変動額合計	44,412	44,412	1,078	23,053	49,040
当期末残高	27,953	27,953	8,803	54,953	167,481

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,297,541	391,175
減価償却費	495,133	477,027
のれん償却額	61,957	46,468
長期前払費用償却額	58,814	46,276
支払利息	108,277	87,141
減損損失	116,011	126,580
雇用調整助成金による収入	334,867	-
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金による収入	187,559	-
持分法による投資損益(は益)	11,373	34,591
投資有価証券売却損益(は益)	-	25,282
シンジケートローン手数料	14,500	31,594
売上債権の増減額(は増加)	392,390	82,910
棚卸資産の増減額(は増加)	127,004	10,329
未収入金の増減額(は増加)	179,257	101,298
仕入債務の増減額(は減少)	272,268	15,781
未払金の増減額(は減少)	21,563	11,581
未払費用の増減額(は減少)	114,085	53,876
未払消費税等の増減額(は減少)	306,931	8,386
その他	220,282	14,999
小計	170,770	361,860
利息及び配当金の受取額	478	3,962
利息の支払額	108,271	87,141
雇用調整助成金の受取額	532,461	-
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の受取額	780,885	-
法人税等の支払額	11,887	29,037
法人税等の還付額	218	1,039
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,023,114	250,682
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	82,001	-
定期預金の払戻による収入	3,000	-
有形固定資産の取得による支出	513,250	380,484
有形固定資産の売却による収入	41,206	162,756
投資有価証券の売却による収入	-	109,580
無形固定資産の取得による支出	2,797	6,233
投資有価証券の取得による支出	30,954	29,918
長期前払費用の取得による支出	48,392	4,799
敷金及び保証金の差入による支出	22,651	47,604
敷金及び保証金の回収による収入	94,355	128,694
その他	1,107	138
投資活動によるキャッシュ・フロー	560,377	68,148

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	252,015	205,353
長期借入れによる収入	658,000	-
長期借入金の返済による支出	1,325,922	615,690
株式の発行による収入	850,088	493,586
配当金の支払額	59,253	12,999
シンジケートローン手数料の支払額	14,500	31,594
その他	16,038	14,267
財務活動によるキャッシュ・フロー	159,641	386,319
現金及び現金同等物に係る換算差額	28,046	32,986
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	331,141	170,799
現金及び現金同等物の期首残高	1,486,536	1,817,678
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,817,678	1 1,646,878

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

連結子会社の名称

(株)エー・ピーカンパニー

(株)地頭鶏ランド日南

(株)新得ファーム

AP Company International Singapore Pte., Ltd.

(株)エーピーアセットマネジメント

エー・ピー投資事業有限責任組合

(株)カゴシマバンズ

新鮮組フードサービス(株)

AP Company USA Inc.

AP Company Kalakaua LLC

AP Bijinmen 1 LLC

(株)塚田農場プラス

AP Company HongKong Co., Ltd.

AP Place Hong Kong Co., Ltd.

PT.APC International Indonesia

(株)リアルティスト

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、(株)APスタンディングフーズ、(株)AP B.CUE、(株)AP Restoryは(株)エー・ピーカンパニーを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

時価発行新株予約権信託(A01)

時価発行新株予約権信託(A02)

時価発行新株予約権信託(A03)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社については、連結した場合における総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

(株)豊洲漁商産直市場

(持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度において、株式売却により(株)都農ワインを持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

時価発行新株予約権信託(A01)
時価発行新株予約権信託(A02)
時価発行新株予約権信託(A03)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちイー・ピー投資事業有限責任組合及びPT.APC International Indonesiaの決算日は12月31日ですが、連結決算日での仮決算を行った財務諸表を使用して、連結決算を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・市場価格のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分総額を純額で取り組む方法によっております。

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(イ) 商品、原材料

最終仕入原価法

(ロ) 製品、仕掛品

月別総平均法

デリバティブ

時価法によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

主として定率法によっております。但し、当社及び国内連結子会社は建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、以下の5ステップのアプローチに基づき、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

販売事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、生産地・製品のブランドストーリーの創出と独自の企画開発を通じてブランド化された商品を、主に塚田農場（地鶏）、四十八漁場（鮮魚）等の中価格帯（客単価3,500円～4,500円）の外食店舗において、顧客感動満足を追求する独自の販促手法により付加価値を高めて販売しております。また弁当事業や小売り用のプライベートブランド商品の開発販売も行っております。

各種業態事業の経営において、主に店舗を利用する消費者を顧客としており、このような販売事業については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払いを受けております。

生産流通事業

当事業は、「生販直結モデル」の一部として、全国各地の潜在的な競争力を有しながら流通していない食材を選定し、その産地の生産者や行政と直接関係を構築の上で、現地法人を通じて食材の生産及び加工販売を行っております。また、物流コスト、鮮度、余剰部位、店舗納品頻度等、生産地と販売の双方の課題に対して、最適な流通ソリューションの提供を行っております。

当事業の経営において、主に小売業及び卸売業等々企業を顧客としており、このような生産流通事業については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引渡しした時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で定額法により償却しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)金利スワップ

(ヘッジ対象)借入金

ヘッジ方針

借入金利の市場変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されたため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
固定資産	5,313,392	4,742,219
減損損失	116,011	126,580

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として各店舗を資金生成単位として資産グループを識別し、当該資金生成単位の使用価値を回収可能価額として測定しております。

この使用価値は、予算又は事業計画を基に、経営環境などの外部情報や、内部情報などを総合的に勘案し、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し算定しております。

資産グループの回収可能性の判断に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者の策定する事業計画を基礎として行われますが、当該事業計画の主要な仮定である、売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の予測は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	139,937	124,509

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
商品及び製品	405,487千円	434,132千円
原材料	112,598千円	80,335千円
合計	518,086千円	514,467千円

2 担保に供している資産並びに担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
建物及び構築物	104,714千円	98,628千円
有形固定資産「その他」	70,185千円	70,185千円
合計	174,899千円	168,813千円

担保権によって担保されている債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
短期借入金	353,000千円	339,500千円
1年内返済予定の長期借入金	27,876千円	27,876千円
長期借入金	106,474千円	78,598千円
合計	487,350千円	445,974千円

3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券(株式)	207,075千円	69,742千円

4 その他のうち、契約負債の金額には、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
契約負債	95,029千円	44,475千円

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

6 財務制限条項

当社グループは金融機関と貸出コミットメント契約及びシンジケートローン契約を締結しており、一部契約には主に純資産維持条項、利益条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、当社が締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しておりますが、該当状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、期限の利益喪失の権利行使を行わないことに同意を得ております。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給与及び手当	4,875,206千円	5,216,489千円
賃借料	2,519,471千円	2,567,779千円
減価償却費	458,284千円	447,386千円

3 固定資産売却益

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

減損済み固定資産の売却益であります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社及び子会社の資産の売却によるものであります。

4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	71,177千円	138,629千円
工具、器具及び備品	10,350千円	5,670千円

有形固定資産「その他」	4,437千円	21,246千円
合計	85,965千円	165,545千円

5 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を認識しております。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

地域	主な用途	種類	金額
東京都他	国内外食店舗 (計11店舗)	建物及び構築物	98,989
		工具、器具及び備品	14,536
		その他	2,485
		合計	116,011

当社グループは、原則として各店舗を基本単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件毎にてグルーピングしております。

その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉店の意思決定をしている店舗等、将来の収益性がないと判断した店舗について当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額116,011千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループの資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。固定資産の一部については使用価値に基づき回収可能価額を算定しており、将来キャッシュ・フローを8.42%の割引率で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

地域	主な用途	種類	金額
東京都他	国内外食店舗 (計9店舗)	建物及び構築物	58,843
		工具、器具及び備品	8,274
		その他	2,122
		合計	69,241
東京都	遊休資産	ソフトウェア	34,876
		その他	3,066
		合計	37,942
米国	海外外食店舗 (計1店舗)	建物及び構築物	18,306
		工具、器具及び備品	1,090
		合計	19,396

当社グループは、原則として各店舗を基本単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件毎にてグルーピングしております。

その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉店の意思決定をしている店舗等、将来の収益性がないと判断した店舗について当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額126,580千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当社グループの資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。固定資産の一部については使用価値に基づき回収可能価額を算定しており、将来キャッシュ・フローを9.67%の割引率で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	為替換算調整勘定			
当期発生額		69,890		44,412
組替調整額		-		-
税効果調整前		69,890		44,412
税効果額		-		-
為替換算調整勘定		69,890		44,412
その他の包括利益合計		69,890		44,412

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,331,950	1,934,200	-	12,266,150
A種優先株式(株)	1,000	-	-	1,000
B種優先株式(株)	300	-	-	300

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 60,000株

2022年9月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行 445,500株

2023年3月1日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行 1,428,700株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	225,206	11,000	-	236,206

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得による増加 11,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	222,800	-	-	222,800	1,782
	第3回新株予約権	普通株式	742,800	-	-	742,800	5,942
合計			965,600	-	-	965,600	7,724

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	A種優先株式	50,410千円	50,410円96銭	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年6月28日 定時株主総会	B種優先株式	8,843千円	29,476円71銭	2022年3月31日	2022年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	資本剰余金	11,073千円	11,073円25銭	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年6月27日 定時株主総会	B種優先株式	資本剰余金	1,926千円	6,422円49銭	2023年3月31日	2023年6月28日

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,266,150	617,000	-	12,883,150
A種優先株式(株)	1,000	-	-	1,000
B種優先株式(株)	300	-	-	300

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 617,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	236,206	18,000	-	254,206

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得による増加 18,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	222,800	-	-	222,800	1,782
	第3回新株予約権	普通株式	742,800	-	-	742,800	5,942
	行使価額修正条項付 第4回新株予約権	普通株式	-	500,000	500,000	-	-
	行使価額修正条項付 第5回新株予約権	普通株式	-	250,000	117,000	133,000	430
	行使価額修正条項付 第6回新株予約権	普通株式	-	200,000	-	200,000	648
	合計		965,600	950,000	617,000	1,298,600	8,803

(注) 1. 行使価額条項付第4回乃至第6回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 行使価額条項付第4回乃至第5回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	11,073千円	11,073円25銭	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年6月27日 定時株主総会	B種優先株式	1,926千円	6,422円49銭	2023年3月31日	2023年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	A種優先株式	資本剰余金	79,812千円	79,812円61銭	2024年3月31日	2024年6月28日

2024年6月27日 定時株主総会	B種優先株式	資本剰余金	13,887千円	46,291円31銭	2024年3月31日	2024年6月28日
----------------------	--------	-------	----------	------------	------------	------------

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金	1,820,689千円	1,649,890千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,011千円	3,011千円
現金及び現金同等物	1,817,678千円	1,646,878千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	135,035	125,671
1年超	250,594	186,055
合計	385,630	311,726

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に販売事業を行うための店舗設備の投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は銀行預金としております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり差入先の信用リスクに晒されております

営業債務である買掛金は、短期の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の借入金の一部に対し、金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるためにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、財務部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

借入金及び社債については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし金利変動リスクの早期把握を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また取引金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	1,445,452	1,285,671	159,781
資産計	1,445,452	1,285,671	159,781
(2) 長期借入金	4,261,540	4,221,058	40,481
(3) リース債務	22,417	22,598	180
負債計	4,283,957	4,243,656	40,300

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	1,389,361	1,170,380	218,981
資産計	1,389,361	1,170,380	218,981
(2) 長期借入金	4,273,077	4,185,488	87,588
(3) リース債務	7,886	5,701	2,185
負債計	4,280,963	4,191,189	89,774

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価開示の対象とはしていません。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非上場株式(*1)	267,069	140,680
組合出資金(*2)	51,852	54,658

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,820,689	-	-	-
売掛金	838,124	-	-	-
合計	2,658,813	-	-	-

(注) 敷金及び差入保証金については、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,649,890	-	-	-
売掛金	924,187	-	-	-
合計	2,574,077	-	-	-

(注) 敷金及び差入保証金については、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	627,227	2,476,656	229,990	235,332	228,060	1,091,499
リース債務	14,557	3,213	1,742	1,742	1,161	-
合計	641,784	2,479,870	231,733	237,075	229,222	1,091,499

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,487,720	229,990	235,332	228,060	209,658	882,313
リース債務	3,240	1,742	1,742	1,161	-	-
合計	2,490,961	231,733	237,075	229,222	209,658	882,313

5. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	1,285,671	-	1,285,671
長期借入金	-	4,221,058	-	4,221,058
リース債務	-	22,598	-	22,598
合計	-	5,529,328	-	5,529,328

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	1,170,380	-	1,170,380
長期借入金	-	4,185,488	-	4,185,488
リース債務	-	5,701	-	5,701
合計	-	5,361,570	-	5,361,570

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

敷金及び差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	111,846	111,846	-
計		111,846	111,846	-

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	125,597	125,597	-
計		125,597	125,597	-

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、市場価格のない非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,716,000	1,716,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価(金融商品関係)参照)に含めて記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,716,000	1,716,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価(金融商品関係)参照)に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による執行により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年3月8日	2018年3月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	信託3社
株式の種類及び付与数	普通株式 228,000株(注1)	普通株式 742,800株(注1)
付与日	2018年3月26日	2018年3月26日
権利確定条件	(注2)	(注2)
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	2021年7月1日～2033年8月25日	2021年7月1日～2033年8月25日

(注) 1 スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」といいます。)は、新株予約権を行使することができず、受託者より新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」、又は「新株予約権者」という。)のみが新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受託者より新株予約権の交付を受けた者(以下、「受益者」という。)は、2019年3月期から2025年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益(当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの)が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (3) 受益者は、新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、又は当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (5) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年3月8日	2018年3月8日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	228,000	742,800
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	228,000	742,800
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2018年3月8日	2018年3月8日
権利行使価格(円)	841	841
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	800	800

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	391千円	1,140千円
未払事業所税	4,150千円	4,150千円
未実現利益に係る税効果	24千円	-千円
資産除去債務費用	63,218千円	58,366千円
税務上の繰越欠損金(注)2	2,402,167千円	2,530,026千円
減損損失	112,304千円	111,426千円
その他	22,217千円	14,703千円
繰延税金資産小計	2,604,474千円	2,719,814千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	2,270,644千円	2,421,931千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	179,859千円	150,841千円
評価性引当額小計	2,450,504千円	2,572,772千円
繰延税金資産合計	153,970千円	147,041千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	31,588千円	29,840千円
その他	4,217千円	7,170千円
繰延税金負債合計	35,805千円	37,011千円
繰延税金資産の純額	118,164千円	110,030千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	1,750	9,894	8,511	4,977	-	2,377,034	2,402,167千円
評価性引当額	1,750	9,894	8,511	4,977	-	2,245,511	2,270,644千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	131,523	(b)131,523千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、該当連結子会社の将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,431	6,216	4,977	-	30,323	2,486,077	2,530,026千円
評価性引当額	2,431	6,216	4,977	-	30,323	2,377,982	2,421,931千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	108,095	(b)108,095千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、該当連結子会社の将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果、回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、店舗及び事務所の賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務の一部については、資産除去債務の負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を入居から15年と見積り、割引率は0.809%～1.071%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	49,629千円	47,780千円
資産除去債務計上による増加額	3,324千円	7,623千円
資産除去債務の履行による減少額	6,931千円	3,991千円
時の経過による調整額	146千円	144千円
その他増減額（は減少）（注）	1,611千円	5,483千円
期末残高	47,780千円	57,040千円

(注) その他増減額（は減少）は、主に為替変動によるものであります。

また、資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、前連結会計年度の負担に属する金額は17,380千円であり、前連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は130,069千円であります。

敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額は20,054千円であり、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は129,829千円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントとの関連は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	生産流通事業	販売事業	合計
外食店舗	-	14,473,549	14,473,549
中食販売	-	2,040,633	2,040,633
卸売販売	632,357	-	632,357
顧客との契約から生じる収益	632,357	16,514,182	17,146,540
その他の収益	-	29,125	29,125
外部顧客への売上高	632,357	16,543,307	17,175,665

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	生産流通事業	販売事業	合計
外食店舗	-	17,325,234	17,325,234
中食販売	-	2,507,527	2,507,527
卸売販売	736,281	-	736,281
顧客との契約から生じる収益	736,281	19,832,762	20,569,043
その他の収益	-	29,525	29,525
外部顧客への売上高	736,281	19,862,287	20,598,568

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	4,593	95,029
契約負債（期末残高）	95,029	44,475

契約負債は、主に顧客からの前受収益であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,941千円であり、なお、前連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度中に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は55,306千円であり、なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当社グループ製品のライセンスの販売のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会や経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社において販売事業を行い、連結子会社の㈱地頭鶏ランド日南などにおいて生産流通事業を展開しております。

したがって、当社グループはその事業別に「販売事業」、「生産流通事業」の2つを報告セグメントとしています。

「販売事業」は、店舗における飲食事業を行っております。「生産流通事業」は、食品、飲料の流通事業、地鶏などの生産、加工事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	生産流通事業	販売事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	632,357	16,543,307	17,175,665	-	17,175,665
セグメント間の内部 売上高又は振替高	730,056	720	730,776	730,776	-
計	1,362,414	16,544,027	17,906,442	730,776	17,175,665
セグメント損失()	12,107	1,722,118	1,734,225	18	1,734,244
セグメント資産	1,660,476	7,479,460	9,139,937	70	9,139,867
その他の項目					
減価償却費	25,079	470,054	495,133	-	495,133
のれんの償却額	-	61,957	61,957	-	61,957
持分法投資利益	11,373	-	11,373	-	11,373
特別損失					
(減損損失)	-	116,011	116,011	-	116,011
持分法適用会社への 投資額	318,921	-	318,921	-	318,921
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,943	525,132	528,075	-	528,075
のれんの未償却残高	-	46,468	46,468	-	46,468

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント損失の調整額 18千円は、連結上の棚卸資産の調整額18千円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額 70千円は、連結上の棚卸資産の調整額 70千円であります。

2 セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	生産流通事業	販売事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	736,281	19,862,287	20,598,568	-	20,598,568
セグメント間の内部 売上高又は振替高	910,356	520	910,876	910,876	-
計	1,646,637	19,862,807	21,509,444	910,876	20,598,568
セグメント利益又は損失 ()	95,508	207,386	111,878	15	111,863
セグメント資産	1,124,621	7,152,137	8,276,759	85	8,276,674
その他の項目					
減価償却費	22,204	454,823	477,027	-	477,027
のれんの償却額	-	46,468	46,468	-	46,468
持分法投資利益	34,591	-	34,591	-	34,591
特別損失					
(減損損失)	-	126,580	126,580	-	126,580
持分法適用会社への 投資額	195,339	-	195,339	-	195,339
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	6,692	365,862	372,555	-	372,555
のれんの未償却残高	-	-	-	-	-

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失の調整額15千円は、連結上の棚卸資産の調整額 15千円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額 85千円は、連結上の棚卸資産の調整額 85千円であります。

2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	その他	合計
14,026,054	3,149,611	17,175,665

（2）有形固定資産

（単位：千円）

日本	その他	合計
2,527,525	605,150	3,132,676

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：千円）

日本	その他	合計
17,652,829	2,945,739	20,598,568

（2）有形固定資産

（単位：千円）

日本	その他	合計
2,341,421	521,343	2,862,765

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	米山 久	-	-	当社代表取締役会長兼ファウンダー	(被所有)直接 46.84%	当社代表取締役会長兼ファウンダー	第三者割当増資	200,029	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

発行価格は、当該第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日である2022年9月30日における当社株式の終値449円といたしました。

当連結会計年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	106円43銭	102円14銭
1株当たり当期純損失()	126円43銭	44円35銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	1,312,757	452,903
普通株主に帰属しない金額(千円)	12,999	93,700
(うち優先株配当金(千円))	(12,999)	(93,700)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	1,325,757	546,603
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,485	12,325
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成25年7月11日取締役会決議の新株予約権 普通株式 122,000株 平成30年3月8日取締役会決議の新株予約権 普通株式 965,600株 優先株式 A種優先株式 1,000株 B種優先株式 300株	平成25年7月11日取締役会決議の新株予約権 普通株式 122,000株 平成30年3月8日取締役会決議の新株予約権 普通株式 965,600株 優先株式 A種優先株式 1,000株 B種優先株式 300株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2023年3月31日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	118,441	167,481
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,398,731	1,457,457
(うち新株予約権(千円))	(7,724)	(8,803)
(うち非支配株主持分(千円))	(78,007)	(54,953)
(うちA種優先株式払込額(千円))	(1,000,000)	(1,000,000)
(うちB種優先株式払込額(千円))	(300,000)	(300,000)
(うちA種優先株式配当額(千円))	(11,073)	(79,812)
(うちB種優先株式配当額(千円))	(1,926)	(13,887)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,280,290	1,289,975
普通株式の発行済株式数(千株)	12,266	12,883
普通株式の自己株式数(千株)	236	254
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	12,029	12,628

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,935,984	1,730,631	1.64	-
1年以内に返済予定の長期借入金	627,227	2,487,720	0.91	-
1年以内に返済予定のリース債務	14,557	3,240	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,261,540	1,785,356	0.91	2025年4月～ 2035年8月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,860	4,646	-	2025年4月～ 2027年12月
合計	6,847,169	6,011,594	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務の連結決算日後1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	229,990	235,332	228,060	209,658	882,313
リース債務	1,742	1,742	1,161	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,902,538	9,947,931	15,537,821	20,598,568
税金等調整前四半期(当期)純損失 (千円)	193,127	405,466	157,575	391,175
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純損失(千円)	195,233	411,677	191,635	452,903
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	16.23	35.07	16.71	44.35

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期(当期)純損失(円)	16.23	17.76	17.58	28.25

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,164,281	739,102
売掛金	52,661	16,246
商品	7,201	17,387
前払費用	224,115	196,186
関係会社短期貸付金	31,000	870,173
関係会社立替金	4,519,595	4,700,214
未収入金	94,865	28,869
貸倒引当金	3,135,318	4,436,410
その他	4,370	3,335
流動資産合計	2,962,773	2,135,105
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,544,393	4,012,476
減価償却累計額及び減損損失累計額	2,626,217	2,418,304
建物(純額)	1,918,176	1,594,172
車両運搬具	12,554	5,710
減価償却累計額及び減損損失累計額	10,734	4,987
車両運搬具(純額)	1,819	723
工具、器具及び備品	1,759,489	1,485,150
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,607,875	1,378,561
工具、器具及び備品(純額)	151,613	106,588
建設仮勘定	-	75,400
その他	204,818	194,762
減価償却累計額及び減損損失累計額	137,715	141,892
その他(純額)	67,102	52,869
有形固定資産合計	2,138,712	1,829,754
無形固定資産		
ソフトウェア	53,094	10,421
無形固定資産合計	53,094	10,421
投資その他の資産		
投資有価証券	117,805	131,557
関係会社株式	438,875	438,875
関係会社出資金	48,487	54,658
敷金及び保証金	1,152,344	1,066,168
関係会社長期貸付金	705,719	-
長期前払費用	55,971	24,963
繰延税金資産	76,660	31,030
貸倒引当金	386,350	5,394
その他	87,564	109,566
投資その他の資産合計	2,297,078	1,851,425
固定資産合計	4,488,884	3,691,601
繰延資産		
株式交付費	2,734	-
繰延資産合計	2,734	-
資産合計	7,454,393	5,826,706

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,635	14,655
1年内返済予定の長期借入金	2 532,800	2 2,386,400
未払金	97,988	81,203
未払費用	419,028	401,869
未払法人税等	2,721	3,202
未払消費税等	55,562	24,200
預り金	13,950	13,840
短期借入金	1 1,484,984	1 1,300,406
関係会社短期借入金	150,000	150,000
関係会社未払金	64,146	81,086
前受収益	4 80,000	4 34,792
その他	13,834	2,847
流動負債合計	2,926,651	4,494,504
固定負債		
長期借入金	2 3,446,400	2 1,070,000
関係会社事業損失引当金	928,808	27,227
資産除去債務	3,329	3,365
その他	71,070	70,166
固定負債合計	4,449,609	1,170,760
負債合計	7,376,260	5,665,264
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,425,042	1,904,549
資本剰余金合計	1,425,042	1,904,549
利益剰余金		
利益準備金	5,925	5,925
その他利益剰余金		
圧縮積立金	13,895	12,321
繰越利益剰余金	1,049,601	1,445,304
利益剰余金合計	1,029,781	1,427,057
自己株式	374,853	374,853
株主資本合計	70,407	152,638
新株予約権	7,724	8,803
純資産合計	78,132	161,441
負債純資産合計	7,454,393	5,826,706

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	1 2,104,101	1 2,042,780
売上原価		
商品期首棚卸高	2,643	7,201
当期商品仕入高	1 365,754	1 351,618
合計	368,398	358,820
商品期末棚卸高	7,201	17,387
商品売上原価	361,196	341,432
売上総利益	1,742,905	1,701,348
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	21,340	151,752
給料	457,662	342,086
水道光熱費	8,233	484
減価償却費	343,082	339,344
賃借料	51,565	67,647
その他	918,331	839,912
販売費及び一般管理費合計	1,800,215	1,741,227
営業損失()	57,310	39,879
営業外収益		
雇用調整助成金	265,951	-
受取利息及び配当金	1 15,726	1 15,758
為替差益	37,988	38,447
協賛金収入	33,407	218
保険返戻金	-	18,019
その他	82,999	15,263
営業外収益合計	436,073	87,708
営業外費用		
支払手数料	18,231	18,206
支払利息	76,922	1 68,522
シンジケートローン手数料	14,500	31,594
株式交付費償却	2,983	2,734
その他	4,675	15,428
営業外費用合計	117,313	136,487
経常利益又は経常損失()	261,448	88,657
特別利益		
固定資産売却益	-	403
投資有価証券売却益	-	1,999
特別利益合計	-	2,403

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
特別損失		
固定資産除却損	75,130	39,517
減損損失	-	204,041
関係会社貸倒引当金繰入額	1,506,211	18,556
特別損失合計	1,581,341	262,115
税引前当期純損失()	1,319,892	348,369
法人税、住民税及び事業税	2,721	3,276
法人税等調整額	22,427	45,629
法人税等合計	19,705	48,906
当期純損失()	1,300,186	397,276

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金合 計		圧縮記帳積立 金	繰越利益剰余 金	
当期首残高	50,000	-	548,254	548,254	-	15,468	314,190	329,659
当期変動額								
新株の発行	438,394	438,394		438,394				
圧縮記帳積立金の取 崩						1,573	1,573	
資本金から剰余金へ の振替	438,394		438,394	438,394				
準備金から剰余金へ の振替		438,394	438,394					
剰余金の配当							59,253	59,253
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て					5,925		5,925	
剰余金(その他資本 剰余金)の配当								
新株予約権の発行								
新株予約権の行使								
当期純損失()							1,300,186	1,300,186
当期変動額合計	-	-	876,788	876,788	5,925	1,573	1,363,792	1,359,440
当期末残高	50,000	-	1,425,042	1,425,042	5,925	13,895	1,049,601	1,029,781

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	374,853	553,060	7,724	560,785
当期変動額				
新株の発行		876,788		876,788
圧縮記帳積立金の取 崩		-		-
資本金から剰余金へ の振替		-		-
準備金から剰余金へ の振替		-		-
剰余金の配当		59,253		59,253
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て		-		-
剰余金(その他資本 剰余金)の配当		-		-
新株予約権の発行		-		-
新株予約権の行使		-		-
当期純損失()		1,300,186		1,300,186
当期変動額合計	-	482,652	-	482,652
当期末残高	374,853	70,407	7,724	78,132

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金合 計		圧縮記帳積立 金	繰越利益剰余 金	
当期首残高	50,000	-	1,425,042	1,425,042	5,925	13,895	1,049,601	1,029,781
当期変動額								
新株の発行	246,253	246,253		246,253				
圧縮記帳積立金の取 崩						1,573	1,573	
資本金から剰余金へ の振替	246,253		246,253	246,253				
準備金から剰余金へ の振替		247,553	247,553					
剰余金の配当								
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て			12,999	12,999				
剰余金(その他資本 剰余金)の配当		1,300	1,300					
新株予約権の発行								
新株予約権の行使								
当期純損失()							397,276	397,276
当期変動額合計	-	-	479,507	479,507	-	1,573	395,702	397,276
当期末残高	50,000	-	1,904,549	1,904,549	5,925	12,321	1,445,304	1,427,057

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	374,853	70,407	7,724	78,132
当期変動額				
新株の発行		492,507		492,507
圧縮記帳積立金の取 崩		-		-
資本金から剰余金へ の振替		-		-
準備金から剰余金へ の振替		-		-
剰余金の配当		-		-
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て		12,999		12,999
剰余金(その他資本 剰余金)の配当		-		-
新株予約権の発行		-	4,573	4,573
新株予約権の行使		-	3,494	3,494
当期純損失()		397,276		397,276
当期変動額合計	-	82,230	1,078	83,309
当期末残高	374,853	152,638	8,803	161,441

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品

最終仕入原価法

(2) デリバティブ

時価法によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、以下の5ステップのアプローチに基づき、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社の収益は、子会社からの経営指導料、業務委託料、資産の転貸借料及び受取配当金となります。経営指導料、業務委託料及び資産の転貸借料においては、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で定額法により償却しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)金利スワップ

(ヘッジ対象)借入金

(3) ヘッジ方針

借入金利率の市場変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されたため、その判定をもって有効性の判定に代えておりません。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
関係会社立替金	3,135,318千円	3,845,612千円
関係会社長期貸付金	380,956千円	590,798千円
その他	5,394千円	5,394千円
貸倒引当金	3,521,669千円	4,441,805千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、保有する連結子会社向けの債権に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見積額を貸倒引当金として計上しております。連結子会社の財政状態の悪化により支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上することにより、当社の財務諸表に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	76,660	31,030

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	2,000,000千円	2,000,000千円

2 財務制限条項

当社は金融機関とシンジケートローン契約及び当座貸越契約を締結しており、一部契約には主に純資産維持条項、利益条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、当社が締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しておりますが、該当状況を解消すべく各金融機関と協議を行い、財務制限条項への抵触に関して、期限の利益喪失の権利行使を行わないことに同意を得ております。

3 保証債務

当社が債務保証をしている関係会社の借入金残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(株)地頭鶏ランド日南	68,902千円	55,570千円
(株)カゴシマパンズ	21,597千円	16,798千円
新鮮組フードサービス(株)	6,684千円	- 千円
(株)塚田農場プラス	26,840千円	- 千円
(株)リアルティスト	83,984千円	71,147千円
合計	208,007千円	143,515千円

4 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の残高は次のとおりです。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
契約負債	80,000千円	34,792千円

(注) 貸借対照表のうち流動負債の「前受収益」に計上しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引(収入分)	1,623,473千円	1,622,116千円
営業取引(支出分)	15,616千円	13,718千円
営業取引以外の取引(収入分)	15,720千円	15,749千円

営業取引以外の取引（支出分）

3,000千円

3,008千円

(有価証券関係)

子会社、関連会社株式及び関係会社出資金

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	438,875	438,875
関連会社株式	5,959	5,959
関係会社出資金	48,487	54,658

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,199,978千円	1,218,145千円
資産除去債務費用	41,090千円	42,700千円
減損損失	47,022千円	138,416千円
関係会社株式評価損	841,669千円	841,669千円
税務上の繰越欠損金	674,356千円	735,614千円
その他	8,674千円	2,731千円
繰延税金資産小計	2,812,792千円	2,979,277千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	605,086千円	715,142千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	2,123,698千円	2,225,529千円
評価性引当額小計	2,728,784千円	2,940,671千円
繰延税金資産合計	84,007千円	38,605千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	7,347千円	6,515千円
資産除去債務に対する除却費用	-千円	1,059千円
繰延税金負債合計	7,347千円	7,575千円
繰延税金資産の純額	76,660千円	31,030千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,918,176	90,327	146,037	269,006	1,593,459	2,418,266
	構築物	-	750	-	37	712	37
	車両運搬具	1,819	-	165	931	723	4,987
	工具、器具及び備品	151,613	44,299	18,705	70,619	106,588	1,378,561
	建設仮勘定	-	130,055	54,654	-	75,400	-
	その他	67,102	4,881	447	18,667	52,869	141,892
	計	2,138,712	270,314	220,009	359,262	1,829,754	3,943,745
無形固定資産	ソフトウェア	53,094	6,234	34,876	14,030	10,421	56,439
	計	53,094	6,234	34,876	14,030	10,421	56,439

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりです。

建物	店舗の出店及び改装によるもの	90,327千円
----	----------------	----------

工具、器具及び備品	店舗の出店及び改装によるもの	44,299千円
-----------	----------------	----------

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりです。

建物	店舗の退店によるもの	146,037千円
----	------------	-----------

3 「減価償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	3,135,318	4,436,410	3,135,318	4,436,410
株主優待引当金	16,180	24,598	16,180	24,598
貸倒引当金(固定)	386,350	5,394	386,350	5,394
関係会社事業損失引当金	928,808	27,227	928,808	27,227

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://ap-holdings.jp/
株主に対する特典	<p>株主優待制度</p> <p>(1) 対象株主 毎年3月31日・9月30日の最終の株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主</p> <p>(2) 優待内容 100株以上～200株未満：年2回、ご飲食代金3,000円分として利用可能な電子チケット又は3,000円相当の当社ギフト商品の贈呈 200株以上～300株未満：年2回、ご飲食代金7,000円分として利用可能な電子チケット又は7,000円相当の選べる当社ギフト商品の贈呈 300株以上：年2回、ご飲食代金10,000円分として利用可能な電子チケット又は10,000円相当の選べる当社ギフト商品の贈呈</p> <p>(3) 電子チケットが使用できる対象店舗 当社グループ 国内飲食直営店舗及びライセンス加盟店舗(じとっこ、じとっこ組合)</p> <p>(4) 贈呈時期 ・毎年3月31日時点の株主名簿に記載または記録された株主様については同年7月上旬までに送付予定 ・毎年9月30日時点の株主名簿に記載または記録された株主様については同年12月上旬までに送付予定</p> <p>詳細については、当社ホームページに掲載する。</p>

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

2023年5月29日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書及びその添付書類の訂正届出書

訂正届出書（2023年2月13日有価証券届出書に係る訂正届出書）

2023年5月29日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月28日関東財務局長に提出。

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月28日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書及び確認書

第23期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日関東財務局長に提出。

第23期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日関東財務局長に提出。

第23期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日関東財務局長に提出。

確認書は2024年2月15日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）
の規定に基づく臨時報告書

2023年6月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

2023年9月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）
の規定に基づく臨時報告書

2024年3月29日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月28日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕 晃

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梶原 大 輔

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売事業に係る固定資産の減損損失	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは外食業において、地鶏や鮮魚等の食材の生産から流通、外食店舗を主とする販売まで一貫して手掛ける「生販直結モデル」による総合的な事業展開を行っている。その中でも、販売事業においては多数の店舗を保有しており、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている販売事業に係る有形固定資産は2,611百万円（総資産の31.5%）と多額である。</p> <p>注記事項「（重要な会計上の見積り）1．固定資産の減損」に記載されているとおり、販売事業では、原則として各店舗を資金生成単位として資産グループを識別している。各店舗の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合または、閉店の意思決定をしている場合等に減損の兆候があるものとしている。</p> <p>減損の兆候が認められる資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上している。</p> <p>その結果、当連結会計年度においては、連結損益計算書上、減損損失を126百万円、特別損失に計上している。</p> <p>販売事業に係る有形固定資産の回収可能性の判断に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者の策定する事業計画を基礎として行われるが、当該事業計画の主要な仮定である、売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費の推移予測は、経営者の主観的判断に影響を受けるため不確実性が伴う。</p> <p>したがって、販売事業に係る有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の測定には、不確実性が伴うことから、当監査法人は、当該領域を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社グループが実施した減損損失の認識及び測定等について検討するために、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 減損損失の認識の要否の判定及び測定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性の評価 <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営陣へのインタビューによる会社グループの計画策定プロセス、及び、事業戦略の理解 重要な仮定の合理性の検討を含む、経営者がどのように会計上の見積りを行ったかの検討 経営者による見積りの不確実性への対処に関する妥当性の評価 会計上の見積りに関する経営者の偏向の有無の評価 連結、法人別事業計画における損益の推移及び実績との乖離分析 店舗別事業計画における損益の推移及び実績との乖離分析 <p>(3) 割引率の合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用価値の算定に際して用いられる割引率について、割引率の計算手法の適切性及びインプットパラメーターの正確性の検討

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及

び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えたと合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エー・ピーホールディングスの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エー・ピーホールディングスが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えたと合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

株式会社エー・ピーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕 晃

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梶原 大 輔

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングスの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。